

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	124 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	92 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	89 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	57 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを記録したメモを所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入した以降、申立期間直前まで国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時に作成したとする平成2年4月から同年6月までのメモを所持しており、そこに記載された「年金 8,400 スミ」の金額は、当時の保険料額と一致していること、申立人が所持する平成2年5月30日付の申立人に対する市担当課の通知文書に、申立期間より前の無資格期間について厚生年金保険に加入していれば老齢基礎年金が満額になる旨の記載が認められるが、当時当該無資格期間についてすべて厚生年金保険加入期間とはされていなかったことから、保険料の納付をやめる理由は考えられなかったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、自宅に来た区役所の職員に勧められて夫婦で国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は60歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、区役所職員から過去にさかのぼって納付することができるとの説明を受けて、夫婦二人分の保険料の納付書を作成してもらい、金融機関で納付したことを記憶しており、その説明は具体的である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、一緒に保険料を納付していたとされる夫は、当該期間の自身の保険料を第1回特例納付及び過年度納付していること、申立人及びその夫は、第2回特例納付により12か月分の保険料を一緒に納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7117

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれて、婚姻するまでは国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後から 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 6 月時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、母親から渡された加入当初に交付された年金手帳には、過年度納付した領収証書が貼付されていたほか、検認印が押されていたことを記憶しており、その説明は具体的であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとすることに不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をしてくれ、婚姻するまでは国民年金の保険料を納めてくれていた。婚姻後は契約していた会計士が主人と二人分の保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月以降60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和48年5月
③ 昭和58年6月から59年7月まで

私は、父に勧められて国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、就職のため転居する前の昭和48年5月に当該期間の2か月分の国民年金保険料を市役所で納付したと説明していること、申立人のオンライン記録では、同年5月21日に国民年金の被保険者資格喪失、同年6月1日に共済年金加入とされていることから、申立人は、当時、住所変更手続、被保険者資格の得喪手続、その他の何らかの国民年金関係手続を行ったものと考えられる。

また、この国民年金関係手続に関連して、就職日が昭和48年6月1日であり、その前に申立人が国民年金の被保険者資格を喪失する理由が無いにもかかわらず資格喪失日が同年5月21日とされており、申立期間②が未加入期間とされているのは不自然であること、当該手続をした際に、当該期間の2か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、昭和54年5月1日に被保険者資格を喪失後、62年5月26日に再度加入するまで被保険者資格の得喪記録は記載されていないこと、59年5月時点で作成された年度別納付状況リストにおいて、申立人の住所は

当該期間当時よりも前の旧住所が記載されていることから、申立人が当該期間当時に国民年金の加入手続を行ったとは考えられず、当該期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を郵便局か金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から 60 歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 7 か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、母親から渡された納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致し、保険料を納付したとする郵便局及び金融機関は保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来た区の集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間直後から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、当時、保険料を納付したとする区の集金人は、保険料の収納を取り扱っており、父親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の同居の弟は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付時期及び納付額等の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況の詳細が不明である。また、申立人の弟は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から49年7月まで

婚姻前の昭和37年9月から私が住み込みで働いていた商店を経営し、40年2月に私と婚姻した夫は、37年9月から48年3月まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私の母は、夫と別れて実家に帰った48年4月から49年8月に厚生年金保険に加入するまで、私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から49年7月までの期間については、申立人は、夫と別れて実家に帰って来た申立人の将来を心配して母親が国民年金保険料を納付してくれたと保険料の納付に係る事情を具体的に説明している。また、実家に帰ったとする48年に払い出された国民年金手帳の記号番号には、申立人と同一の氏名、生年月日及び住所として申立人の実家が所在する市が記録されていること、及び申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年9月から48年3月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の夫は、当該期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該期間当時、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年12月までの期間及び42年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年12月まで
② 昭和42年4月

私は、申立期間①については、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、夫の海外赴任に伴い出国することになり区役所で相談して、出国直前の当該期間までの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和37年11月以降、申立期間及び2回の海外在住時期の未加入期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、9か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人が集金人に印紙検認によって納付したとする方法は、申立人が居住していた区の当時の収納方法と合致すること、申立期間②については、昭和42年5月に夫の海外赴任に伴い出国する前に、区役所で、保険料を前払いしようとしたところ、海外在住期間は保険料を納付することができないとの説明を受け、出国直前までの保険料を納付したと具体的に述べており、区役所で説明を受けたとする内容も申立期間当時の制度と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 12 月まで

私は、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は、保険料を納付した際は国民年金手帳に印紙を貼付し、検認印を押してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 15 か月と比較的短期間の 1 回のみであり、申立人は、国民年金制度発足当初から 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳により、申立期間に近接する昭和 41 年度から 44 年度の保険料はすべて現年度納付されていることが確認できること、申立人が説明する集金人による印紙検認方式の納付方法は、申立人が当時居住していた区の収納方法に合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から49年3月まで

私は、自宅に来た区の職員に勧められ、国民年金に加入し、将来の年金受給額を増やすために、区民センターで未納分の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間の昭和50年5月に払い出されている。申立人は、国民年金加入時に、区役所職員から将来の年金額を増やすために未納分の保険料を納付することを勧められ、提示された金額を預金から下ろして区民センターで納付したと具体的に述べており、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致していること、納付したとする区民センターでは、当時、特例納付を含む保険料の集合徴収が行われていたことが当時の区報から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 平成4年4月から同年7月まで

私は、夫が国民年金に加入した後に、区の職員に勧められ加入手続をして申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、申立期間②の保険料は夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人は、昭和42年4月から当該期間直前の平成4年3月まで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、送付された納付書で夫婦一緒に当該期間の保険料を2年遅れで金融機関で納付したと説明しており、オンライン記録では、当該期間直前の3年4月から4年3月までの保険料は5年5月に夫婦一緒に過年度納付され、申立人の夫の当該期間の保険料は6年3月に過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、さかのぼって納めたとする保険料の納付回数、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、第1回特例納付により昭和42年4月から44年12月までの期間及び過年度納付により45年1月から3月までの期間の保険料を納付しており、当該納付時点で、60歳到達時まで保険料を納付したとすれば、納付月数は304か月となり、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付等を行ったものと考えられるなど、

申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

夫の国民年金保険料は、毎月 100 円を私が自分の分と合わせて一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月以降は、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 11 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。

また、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、区役所職員の戸別訪問を受けて国民年金の加入手続を行ったこと、集金人に申立期間の保険料を自宅で納付したこと等、加入及び納付に関する記憶は具体的であり、当時、申立人が居住していた区における加入手続や保険料の収納方法と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、連番で手帳記号番号が払い出されている妻の申立期間の保険料は、平成 20 年 8 月 6 日付けの当委員会のあっせん通知により、未納から納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月まで

私は、会社退職後国民年金に再加入しなかったが、結婚後に夫に勧められ再加入した。夫が区役所に相談したところ、過去にさかのぼって納付できるというわれ、その場で納付書を発行してもらい、後日金融機関で私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 38 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料 4,900 円を過年度納付したことを示す 42 年 12 月 11 日付けの領収書を所持しているが、制度上、さかのぼって納付可能な 2 年を超えて 3 年 10 か月分の過年度納付を行ったことから、2 年を超える期間の 1 年 10 か月分の保険料が未納とされたものである。

上記のとおり、申立人が申立期間を含む保険料を納付書に記載された金額で納付しているにもかかわらず、40 年以上にわたってその事実を確認し得なかったことは、不適切な記録管理というべきであり、申立期間の保険料が未納であることについては、申立人の責に帰すべきではなく、申立期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7147

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 8 月に会社を退職後、区役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 6 月から 60 歳になるまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 8 か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している。さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間当初の 60 年 8 月に国民年金に任意加入した旨記載されており、当該記載箇所には申立人が当時居住していた区のスタンプが押されていることから、当該区において、申立人の納付書が発行されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年12月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年当時、夫が勤務する会社の社宅に居住していた人たちがみんな国民年金に加入したので、私も国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後、保険料の納付を止めたこともあるが、納付を再開してからは保険料を納付してきた。申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間より前の昭和44年1月から60歳になるまで、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、当該期間の前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、当該期間当初の昭和36年に国民年金に加入していたとする同じ社宅の隣人は、当該期間が未加入となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年1月に国民年金に任意加入しており、制度上、当該期間の保険料をさ

かのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年9月まで

私の義母は、昭和41年4月の婚姻後に私の国民年金の加入手続きを行い、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の義母が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から同年8月まで

私の母は、昭和56年6月に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を区から送られてきた納付書で納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和56年6月及び同年7月については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、「昭和56年6月27日任意加入」と記載されており、当該期間は当時任意加入期間であったことが確認でき、オンライン記録では、平成15年に当該任意加入及び昭和56年8月28日の資格喪失の記録が、合理的な理由も無く取り消されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を区から送られてきた納付書により郵便局で納付していたと説明しており、申立期間当時の納付方法と合致している上、母親は、申立期間を含め国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年8月については、申立人の母親が当該月の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳により56年8月28日に資格喪失していることが確認できるため、当該月は未加入期間で、制度上、保険料を納付することができないなど、当該月の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和47年ごろ国民年金に任意加入し、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、昭和47年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納を取り扱っていたこと、申立期間前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 59 年 6 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 3 年 10 月から同年 12 月まで

これまでの国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を納付してきた。申立期間①については、妻が数回納付を忘れていたことがあったので、その度に私が妻の分と一緒に納付した。金融機関や出張所に納付しに行った記憶がある。

申立期間②及び③については、妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、当該期間の保険料を納付済みであり、納付したとする金融機関は当時開設され、保険料の収納を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧である。

申立期間①については、妻も当該期間の保険料が未納であり、また、オンライン記録により、当該期間直後の妻の保険料は、時効期間が経過する直前に納付されていることから当該期間の保険料は、時効期間が経過したため納付することができなかつたと考えられることなど、申立人及びその妻が当該

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、妻も当該期間の保険料が未納であり、また、オンライン記録により、妻の当該期間直前の平成3年4月から同年9月までの期間及び直後の4年1月から同年3月までの期間の保険料は、時効期間が経過する直前に納付されていることから当該期間の保険料は時効期間が経過したため納付することができなかったと考えられることなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私たち夫婦は、区役所から今なら過去の納めていなかった期間の国民年金保険料を納付できるとの通知をもらい、夫婦二人分の未納期間の保険料すべてをまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の未納期間の保険料すべてをまとめて納付したとする申立人の妻は、第1回特例納付をした際、区の職員に年金を満額受給できると言われたと説明しており、納付したとする金額は、第1回特例納付及び過年度納付により納付した期間の保険料額と申立期間の保険料を特例納付により納付した場合の保険料額を合算した額におおむね一致していること、妻は、夫婦それぞれの特例納付のための資金調達状況について具体的に説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私たち夫婦は、区役所から今なら過去の納めていなかった期間の国民年金保険料を納付できるとの通知をもらい、夫婦二人分の未納期間の保険料すべてをまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の未納期間の保険料すべてをまとめて納付したとする申立人は、第1回特例納付をした際、区の職員に年金を満額受給できると言われたと説明しており、納付したとする金額は、第1回特例納付及び過年度納付により納付した期間の保険料額と申立期間の保険料を特例納付により納付した場合の保険料額を合算した額におおむね一致していること、申立人は、夫婦それぞれの特例納付のための資金調達状況について具体的に説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職してしばらくして区報で過去の未納期間の国民年金保険料を納められる制度があることを知り、区の出張所で納付の申出をして、それまでの未納期間の保険料をその出張所で一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和50年12月に当該期間の直後の36か月分の国民年金保険料を第2回特例納付により納付しており、一括納付したとする金額は申立期間を含む44年4月から50年12月まで（申立期間②の期間を除く）の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、第2回特例納付の対象期間ではなく、制度上、特例納付をすることができない期間である上、上記特例納付をした昭和50年12月時点では時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。また、61年9月から同年11月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和55年4月から57年6月まで
③ 昭和57年10月から59年3月まで
④ 昭和61年7月から62年3月まで
⑤ 昭和63年4月から平成元年3月まで

昭和44年11月から58年6月まで婚姻していた私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間②及び③については、いずれも私が刑務所を出所した57年6月及び59年12月に保険料を納付することができなかつたので、区役所又は区の出張所で保険料の免除申請手続きを行った。さらに、61年7月に再婚した妻は、申立期間④及び⑤当時、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和57年10月から58年3月までの期間については、申立人は57年6月に刑務所を出所した後に、国民年金保険料を納付することができなかつたので、免除申請手続きを行ったと申立てしているところ、57年6月時点で当該期間の保険料の免除申請手続きを行うことは可能であるほか、当該期間直前の57年7月から同年9月までの3か月の保険料を納付していることを踏まえると、当該納付後に、保険料を納付することができなくなり、免除申請手続きを行ったと考えられるなど、申立内容に不自然さは

見られない。

しかしながら、申立期間②、及び③のうち昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が2回免除申請を行ったとする57年6月及び59年12月時点では、当該期間の大部分は、制度上、保険料をさかのぼって免除することができない期間である。また、申立期間②のうち57年4月から同年6月までの期間は、申立人は直後の3か月の保険料を納付していることを踏まえると、免除申請を行ったとは考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間④のうち昭和61年9月から同年11月までの期間、及び⑤については、申立人は、申立期間⑤の前後の保険料を納付しており、当該期間は3か月及び12か月とそれぞれ短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の当時の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、並びに④のうち昭和61年7月、同年8月及び同年12月から62年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、保険料を納付していたとする申立人の当時の妻及び申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻は、当該期間が未加入となっている。また、申立期間④のうち61年7月、同年8月及び同年12月から62年3月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の当時の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であり、申立人の当時の妻は当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。また、61年9月から同年11月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私の夫は、金融機関で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和52年4月から60歳になるまで、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月及び9か月とそれぞれ短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるとともに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、海外滞在中、夫の会社を通して申立期間の国民年金保険料を納付していた。社会保険事務所（当時）からは、すでに還付していると説明されたが、申立期間のうち一部の保険料は、私が国内に居住していない申立期間当時に還付されたと記録されており、当時、還付金を受け取った記憶も無い。また、残りの保険料は、社会保険事務所から、未還付であったとして還付手続を行うと言われたが、納付記録及び当時の事務処理には疑問がある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を各年度当初に前納した領収証書を所持している。また、申立人は、申立期間中は国内に居住していなかったことが、入国管理局の出帰国記録から確認できる。

申立期間①については、社会保険庁（当時）は、当該期間は申立人が国内に居住しておらず被保険者となり得ない期間であることを理由として、昭和 54 年 11 月に当該期間の保険料を還付したとしているが、当時申立人は、出帰国記録により帰国していなかったことが確認できること、申立人の還付・充当・死亡一時金等リストには当該期間についての還付の記載が無いことなど、当該期間の保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたものと認められる。

申立期間②については、社会保険庁は、当該期間は申立人が被保険者となり得ない期間であることを理由として、平成21年10月に還付を決定し、社会保険事務所の指導により申立人は同年11月に当該期間の保険料の還付を受けてはいるが、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明かである。

上記のとおり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年12月まで

私は、昭和45年12月に厚生年金適用事業所を退職後、派遣社員として働き始めてから約7年後に、厚生年金保険には未加入で、国民年金保険料が未納となっていることを知り、さかのぼって2年分の保険料を母に納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、派遣社員として働き始めてから約7年後に国民年金保険料が未納となっていることを知ったことから、母親にそれまでの未納分の保険料を納付してくれるように依頼したが、さかのぼって納付できるのは2年分で、約5年の未納期間が残ると区役所へ行って来た母親から聞いたと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和44年7月から45年6月まで
③ 昭和45年10月から46年3月まで
④ 昭和47年1月から同年3月まで
⑤ 昭和47年10月から53年6月まで

私は、昭和38年4月に国民年金に加入して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤のうち、昭和53年1月から同年6月までの期間については、申立人が所持する昭和53年分の「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険控除欄に記載されている金額が同年1月から12月までの国民年金保険料額に一致するなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑤のうち、昭和47年10月から52年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。また、保険料と一緒に納付していたとする妻も当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7174

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。夫は納付記録のある年金手帳を所持していたため、申立期間の保険料が納付済みと訂正されたが、私は年金手帳を紛失してしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和38年2月以降60歳到達時まで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人と保険料を一緒に納付していたとする夫は、当初、申立期間の保険料は未納とされていたが、夫が所持する国民年金手帳及び被保険者名簿の記録により、平成20年6月に「納付済み」に記録訂正されているなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私は、昭和45年3月に国民年金に任意加入して以降、保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間後60歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和48年4月以降は付加保険料も納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、申立人は申立期間中に任意加入していることが確認できること、申立人の所持する国民年金手帳は申立期間直後の昭和45年4月に発行され、当該手帳の申立期間及びその直後の45年4月の印紙検認記録欄には検認印が無いものの、オンライン記録では45年4月分の保険料は納付済みとされていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年6月まで

私は、知人が国民年金に加入したことを聞き、加入手続をした。加入後の約2年間も国民年金保険料を納付しなかったはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年6月の時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間の保険料の納付書が申立人に交付されていたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年8月から48年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号の払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間の保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 3 月から 49 年 12 月まで

私の妻は、婚姻後の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、5 か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、当該期間は妻も未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は厚生年金保険加入期間直後の期間であり、保険料を納付していたとする妻は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期等に関する記憶が曖昧であること、当該期間の保険料が納付済みとなっている妻の被保険者台帳には国民年金手帳が昭和 41 年及び 47 年に交付された記載があるが、申立人の被保険者台帳には国民年金手帳の交付について 41 年の記載のみで、47 年の記載が

無いことなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
65 歳の時に送付されてきた年金記録に関する書類を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす者のうち、脱退手当金の受給記録がある者は申立人を含め 11 名中 3 名と少なく、連絡先が把握できた 3 名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、そのうち 1 名は自分の意思で請求したと供述している上、当該事業所の申立期間当時の経理責任者は、脱退手当金の代理請求を行っていないと説明していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金の支給決定後間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係るA社における資格喪失日は、それぞれ平成13年5月7日及び14年4月18日であると認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成12年9月から13年4月までの標準報酬月額については41万円、同年9月から14年3月までの標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月30日から13年6月1日まで
② 平成13年6月1日から14年6月24日まで
③ 平成14年6月24日から19年9月1日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②のうち平成13年9月30日から14年6月24日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②のうち13年6月1日から同年9月30日まで及び申立期間③の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成13年5月7日付けで、12年10月の定時決定を取り消した上、さかのぼって同年9月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、事業主（申立人の夫）は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続について、当時は社会保険料を滞納していた時期であり、その対応のために、社会保険事務所（当時）の説明に従って手続をただけでなく、当該資格喪失処理について、申立人には説明していない旨を供述している。

さらに、A社に係る滞納保険料に関する資料によると、平成13年5月から

厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①及び上記資格喪失の処理日において同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、同社では通信販売や雑用業務を行い、社会保険関係の業務には関与していないとしているところ、事業主及び複数の従業員は、申立人が申立期間①において継続して勤務しており、同社では社会保険の事務手続に関与していなかったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成13年5月7日に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成12年9月から13年4月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円に訂正することが必要である。

なお、上記資格喪失処理日以後の平成13年5月7日から同年6月1日までの期間については、事業主は、「会社の経営状況が悪化してからは、申立人の給与は、経理上は経費として計上しているものの実際には支払っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述しており、申立人に対して給与等が支払われたことや申立人から保険料を直接徴収した事実が確認できる関連資料等は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成13年5月7日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成14年4月18日付けで、さかのぼって13年9月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、事業主の標準報酬月額に関する記録についても、平成14年6月24日付けで、さかのぼって12年11月の月額変更及び13年10月の定時決定を9万8,000円とする処理が行われていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続について、当時は社会保険料を滞納していた時期であり、その対応のために、社会保険事務所の説明に従って手続をただけでなく、当該資格喪失処理について、申立人に説明していない旨を供述している。

加えて、A社に係る滞納保険料に関する資料によると、申立期間②において厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

その上、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び上記資格喪失の処理日において同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、

同社では通信販売や雑用業務を行い、社会保険関係の業務には関与していないとしているところ、事業主及び複数の従業員は、申立人が申立期間②において継続して勤務し、同社では社会保険の手続に関与していなかったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成14年4月18日に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成13年9月から14年3月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額の記録から、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、上記資格喪失処理日以後の平成14年4月18日から同年6月24日までの期間については、事業主は、「会社の経営状況が悪化してからは、申立人の給与は、経理上は経費として計上しているもの実際には支払っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述しており、このほかに申立人に対して給与等が支払われたことや申立人から保険料を直接徴収した事実が確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成14年4月18日から同年6月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成13年6月1日から同年9月30日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における平成13年6月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の取得は同年6月6日に処理が行われており、標準報酬月額は、当初から9万8,000円となっていることが確認できる上、申立期間③について、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、当初から9万8,000円とされており、その後の5度にわたる定時決定においても9万8,000円として届出処理されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「会社の経営状況が悪化してからは、申立人の給与は、経理上は経費として計上しているもの実際には支払っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述しており、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成13年6月から同年8月までの期間及び申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書があるので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人は、A社において昭和52年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、当時の保険料は当月控除であったと回答しているところ、上記の3月分の給与明細書において、保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和52年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年3月の給与明細書の保険料控除額及び同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料はなく不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が

同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成2年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間の保険料控除が確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支給明細書及びA事業所における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A事業所は、平成2年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A事業所が適用事業所となる前から勤務していた4人の同僚は、「申立期間当時の従業員は10人から20人程度だった。」と供述しており、また、同事業所が適用事業所となった平成2年6月1日に資格取得した被保険者数は8人であることから判断すると、同事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成2年5月及び同年6月の給与支給明細書の記載から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、申立期間において、A事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和31年12月1日から32年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額を1万6,000円に訂正することが必要である。

また、昭和32年6月30日から同年9月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月2日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を同年6月は9,000円、同年7月は1万円、同年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から32年1月1日まで
② 昭和32年6月30日から同年9月2日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②の加入記録が無いが、控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書から、申立人は、申立期間①において、A社から、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る上記給与明細書における保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が保管している給与明細書から、申立人が申立てに係るグループ会社（A社からB社に異動）に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和32年6月ごろにB社の設立に伴い同社に移籍したとしているが、申立人が提出した申立期間②に係る給与明細書には、事業所名の記載は無いものの、押印されている担当者名は、A社の経理担当者であることが確認できる。また、B社は昭和32年9月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。これらのことから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和32年6月は9,000円、同年7月は1万円、同年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、また、事業主や経理責任者も死亡しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月22日、B社における資格取得日に係る記録を同日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年10月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から41年4月までは2万2,000円、同年5月から同年7月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月6日から41年8月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間にA社及びB社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における申立人の勤務については、B社の事業主の供述及び同社に係る商業登記簿謄本の記録から、申立人は昭和40年6月21日までA社に、同年6月22日からB社に勤務していたと認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、上記給与

明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和39年10月から40年4月までを3万6,000円、同年5月から41年4月までを2万2,000円、同年5月から同年7月までを3万9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、A社及びB社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。しかし、A社の複数の従業員の供述及びB社の事業主の供述から、両社は申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社及びB社は適用事業所でありながら、両社の事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月30日から同年8月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本社における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月25日から同年7月1日まで
② 昭和23年7月30日から同年8月2日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には、昭和22年4月25日に入社した後、59年3月31日まで継続して勤務しているため、申立期間①及び②について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、B社から提出された人事記録カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和23年8月1日に同社C本社から同社D支店へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、B社は、上記人事記録カードに記載が無く、ほかに当時の資料を保管していないため確認できないとしているところ、申立人の手帳の記録から、昭和23年8月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C本社における昭和23年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、B社から提出された人事記録カードから、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、上記人事記録カードのほかに申立期間①当時のA社に係る資料を保管していないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、確認することができないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、入社したとする時期と被保険者資格取得日とを比較したところ、入社してから2か月程度後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①前後に資格取得した被保険者は、昭和22年1月5日付けが6人、同年7月1日付けが10人（申立人を含む。）、同年10月5日付けが8人、23年1月10日付けが9人と記録されており、当時、同社では、一定期間内に採用した者について、まとめて資格取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に、資格喪失日に係る記録を45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月1日から45年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書等の確認できる資料は保有していないが、部下数人ほどを管理する当時のA社C支店にいた支部長5人のうちの一人として勤務し、健康保険と厚生年金保険は同時に加入していたことは間違いなく、同社で勤務した当時の写真があり、同僚は厚生年金保険の加入記録があるので調査していただき、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間中に行われた社員旅行の写真、当該写真で確認できる元従業員の申立人の在籍に関する供述等から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していることが認められる。

また、申立人と同じ職種であり申立期間に在籍していたと供述した5人の支部長については、オンライン記録においていずれも厚生年金保険の加入記録が確認できる。

その上、申立人を採用したとしている当時のA社C支店の支社長は、「申立人は試用期間なく勤務しており、当時の支部長は、原則として厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していた。」と供述しており、当時の経理事

務担当者の上司も、「申立人の厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に在籍し、同じ職種の同僚の標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から45年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成6年10月について、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から9年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与支給額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している給与明細書により、申立人は、平成6年10月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の平成6年10月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成6年1月、同年5月から同年9月まで、同年12月から8年7月まで、同年9月及び同年11月については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額とオンライン記録の標準報酬月額が同額であることが確認できるとともに、6年2月から同年4月まで、同年11月、8年8月、同年10月及び同年12月については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額を認めることはできない。

第1 委員会の結論

A事務所の事業主は、申立人が主張する昭和29年11月6日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行くと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年4月から29年4月までの標準報酬月額は8,000円、同年5月から同年10月までの標準報酬月額は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月16日から29年11月6日まで

A事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自治体から発行された厚生年金保険資格確認票があるので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している自治体発行の厚生年金保険資格確認票、B事務所が保管している厚生年金保険個人別台帳及び同事務所が発行している厚生年金保険資格確認票には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和26年10月1日、資格喪失日は29年11月6日と記録されている。なお、同記録により、申立人が申立期間にA事務所に勤務していたことが認められる。

一方、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和26年10月1日、資格喪失年月日は27年4月16日と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

また、上記のA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日が昭和27年4月16日と記録されているにもかかわらず、同喪失日以降の同年8月の標準報酬が10等級と記録されているとともに、同名簿において申立人の被保険者記録が記載されているページとその前後のページに被保険者記録が記載されている29名のうち4名について、同名簿に記載されている記録とオンライン記録が一致していない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る年金記録の管理が十分に行われていたとは認められないことから、申立人の申立期間について、事業主は、昭和29年11月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる、申立人と同年齢で同期入社に従業員の記録から、昭和27年4月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年10月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、18年9月から19年3月までの標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年5月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成18年9月から19年3月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると当初38万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月29日に38万円から41万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計

算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38万円）となっている。

しかしながら、B社が提出している給与明細書によると、申立人は、平成18年9月から19年3月まで、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社が提出している給与明細書の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年9月から19年3月までについては、41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、平成19年4月については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、当初記録されていた標準報酬月額（38万円）と同額であることが確認できる。

このほか、平成19年4月において、申立人の主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成19年4月において、申立人の主張する標準報酬月額を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年12月1日から19年1月1日までの期間、19年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間うち、18年12月、19年2月及び同年4月の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年5月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成18年12月、19年2月及び同年4月の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初32万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月29日に32万円から34万円に訂

正されており、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（32 万円）となっている。

しかしながら、B 社が提出している給与明細書によると、申立人は、平成 18 年 12 月、19 年 2 月及び同年 4 月について、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B 社が提出している給与明細書の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月、19 年 2 月及び同年 4 月については、34 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、平成 18 年 9 月から同年 11 月まで、19 年 1 月及び同年 3 月については、当初記録されていた標準報酬月額（32 万円）と同額であることが確認できる。このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年3月1日から同年5月1日までの標準報酬月額記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、19年3月及び同年4月の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年5月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成19年3月及び同年4月の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月29日に34万円から36万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基

礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。

しかしながら、B社が提出している給与明細書によると、申立人は平成19年3月及び同年4月について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社が提出している給与明細書の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年3月及び同年4月については、36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、平成18年11月及び19年2月については、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）と同額であることが確認でき、また、18年9月及び同年10月、同年12月及び19年1月については、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）より低いことが確認できる。このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年10月1日から同年11月1日までの期間、19年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、18年10月、19年2月及び同年4月の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年5月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成18年10月、19年2月及び同年4月の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月29日に26万円から28万円に訂

正されており、同記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とされない期間とされている。このことから、年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、B社が提出している給与明細書によると、申立人は、平成18年10月、19年2月及び同年4月について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社が提出している給与明細書の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年10月、19年2月及び同年4月については、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、平成18年9月、同年11月から同年12月までの期間及び19年3月については、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）と同額であることが確認でき、また、19年1月については、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）より低いことが確認できる。このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においては、申立人の主張する標準報酬月額を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年7月については7万2,000円、同年8月及び同年9月については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年10月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与支払明細書を提出するので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している給与支払明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、昭和45年7月は7万2,000円、同年8月及び同年9月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主及び役員の連絡先が不明であり、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及びC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、36年12月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年1月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、A社から同社の関連会社であるC社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社から提出のあった在職証明書から判断すると、申立人は、申立期間も継続して勤務し（昭和37年1月1日にA社から関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和36年12月の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の同年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和36年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月1日から同年12月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（同年4月1日）及び、資格取得日（同年12月20日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を同年4月は3,300円、同年5月から同年11月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年12月20日まで
② 昭和28年12月31日から34年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和24年1月の入社時から35年まで一度も転職することなく、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和24年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失後、同年12月20日に再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の供述及びA社における同僚の供述から、申立人は、当該期間中に勤務形態を変更したことや休職したことも無く、同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同じ業務内容、勤務形態の複数の従業員は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において一度被保険者資格を喪失した後、再度被保険者資格を取得しているのは申立人のみであり、他に加入記録が途中で欠落している従業員はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該被保険者名簿に記録されている同僚の記録から、昭和24年4月は3,300円、同年5月から同年11月までは4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社の同僚の供述から、申立人は、申立期間②も同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和28年12月31日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、A社は、既に解散しており、当時の代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の同僚は、「自分は、昭和25年4月から36年3月ごろまで同社で勤務していた。」と供述しているところ、申立人と同様に申立期間②の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和43年11月1日に申立人はA社から同社の関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の昭和43年9月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した

場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年5月から5年6月までは47万円、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から9年6月30日まで
社会保険事務所(当時)職員の戸別面談により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月30日より後の同年7月4日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、3年5月から5年6月までは47万円が8万円に、同年7月から6年10月までは53万円が8万円に、同年11月から9年5月までは59万円が9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成5年5月18日以降、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役社長は、「別の取締役が社会保険関係業務を担当していた。」とし、監査役及び従業員は、「申立人は営業担当であり、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年5月から5年6月までは47万円、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月28日から同年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の「職歴証明書」から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和50年7月28日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和50年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月17日から同年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、A社B工場から同社本社に異動したが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された在職証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年11月17日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年12月11日とされ、当該期間のうち、同年12月11日から57年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を56年12月11日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月11日から57年1月1日まで

A社に転籍した際、同社は資格取得日を誤って届け出していた。同社は既に記録の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「資格取得届訂正に係る理由書」により、申立人は、昭和56年12月11日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、資格取得日を訂正する届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年12月11日とされ、当該期間のうち、同年12月11日から57年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を56年12月11日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月11日から57年1月1日まで

A社に転籍した際、同社は資格取得日を誤って届け出していた。同社は既に記録の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「資格取得届訂正に係る理由書」により、申立人は、昭和56年12月11日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、資格取得日を訂正する届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年12月11日とされ、当該期間のうち、同年12月11日から57年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を56年12月11日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月11日から57年1月1日まで

A社に転籍した際、同社は資格取得日を誤って届け出していた。同社は既に記録の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「資格取得届訂正に係る理由書」により、申立人は、昭和56年12月11日から同社に継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和57年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、資格取得日を訂正する届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和63年3月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月25日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、D企業年金基金から提出のあった「被保険者（社保）記録／厚生年金基金記録異動記録突合結果リスト」によると、申立人のA社C支店における厚生年金基金の資格取得日の記録は、当初、昭和63年3月25日と記録されていたが、厚生年金基金の代行返上時に、社会保険事務所の記録と不一致となったことから同年4月1日に訂正されたことが確認できる。

さらに、D企業年金基金の回答等から判断すると、A社では、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和63年3月25日に、A社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和 63 年 3 月の標準報酬月額については、厚生年金基金及び申立人の A 社 C 支店における同年 4 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年8月20日、資格喪失日に係る記録を32年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月20日から32年7月23日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和30年8月20日に同社D支店から同社C支店に異動、32年7月23日に同社同支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和30年7月及び同社E支店における32年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月から32年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月26日から同年10月14日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和39年6月26日に同社C支店から同社D支店開設準備室に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録では、A社D支店は昭和39年10月14日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、及び申立人が記憶していた3人の同僚は、オンライン記録では、いずれも、同日に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間、異動前の支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できることから、申立人の被保険者記録は同日まで異動前の同社C支店において引き続き有することが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記回答書には、申立人が、昭和 39 年 6 月 26 日に A 社 D 支店開設準備室に異動、同年 10 月 14 日に同社 D 支店に異動した旨の記載があり、これらの異動日は、社会保険事務所では知り得ない人事上の日付であることから、申立人の同社 C 支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 9 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和41年10月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月27日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和36年1月27日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月16日は38万円、同年12月20日は39万9,000円、18年7月15日は40万円、同年12月22日は43万9,000円、19年7月20日は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月16日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月15日
④ 平成18年12月22日
⑤ 平成19年7月20日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①ないし⑤に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間①ないし⑤に同社から賞与

の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑤に係る標準賞与額については、上記明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 38 万円、申立期間②は 39 万 9,000 円、申立期間③は 40 万円、申立期間④は 43 万 9,000 円、申立期間⑤は 37 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月14日、同年12月15日、16年7月16日及び同年12月22日に支給された賞与において、いずれも37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、いずれも37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月22日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①ないし④にA社から支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる当時の賞与支払明細書等を提出するので、これらの賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、申立期間①ないし④に係る賞与支払明細書等の写しにより、申立人は、平成15年7月14日、同年12月15日、16年7月16日及び同年12月22日にA社から賞与の支払を受け、これらの期間において、いずれも37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①ないし④に係る標準賞与額については、上記明細書において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、いずれも37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①ないし④の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、当時の社会保険事務担当者とは連絡が取れないため確認できないが、申立人が記憶していた二人の同僚はいずれも、「平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月にA社から賞与の支払を受けたものの、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。」旨供述しているところ、オンライン記録では、いずれも、申立人と同様に15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月の賞与に係る記録が無いことが確認できる。このことから、事業主から社会保険事務所に対して、これらの賞与に係る適正な届出がなされていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①ないし④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係るこれらの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とする必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から同年8月1日まで
ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。しかし、当該期間にA社B事業部から同社本社に転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事基本台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年7月21日に同社B事業部から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月22日から同年9月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に同社C支店からの異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明書並びに同社の人事担当者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年8月22日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年6月1日）及び資格取得日（52年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、49年6月から50年6月までは11万8,000円、同年7月から51年6月までは15万円、同年7月から52年6月までは17万円、同年7月及び同年8月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から52年9月1日まで
昭和38年6月3日に、A社(現在は、B社)に入社し、58年7月15日まで継続して勤務していたが、海外勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることが判明した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る「社員台帳」、申立期間当時の「社員名簿」及び「給与履歴証明書」から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「厚生年金保険の加入期間が欠落している海外勤務者についての賃金台帳を調査したところ、昭和59年以降の同資料では、海外勤務者について保険料を控除している記載が確認できることから、申立期間当時も保険料を同様に控除していたことが推測できる。」と供述している。

さらに、同人事担当者は、「現在でも海外勤務者の厚生年金保険料は、国内で支給する賞与からまとめて控除しており、申立期間当時も賞与からまとめて保険料を控除していたと考えられる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の給与履歴証明書から判断すると、昭和49年6月から50年6月までは11万8,000円、同年7月から51年6月までは15万円、同年7月から52年6月までは17万円、同年7月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和49年6月から52年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(東京厚生年金 事案 8102) 欠番

当該事案については平成 22 年 3 月 30 日以降に、申立人から年金事務所に対して申立ての取下書が提出されていたことが判明したことから、改めて取下げと処理されたもの

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年5月29日に社会保険事務所に訂正の届出を行っており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「申し立て理由」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年5月29日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を昭和52年4月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年7月10日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「申し立て理由」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年7月10日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を昭和42年4月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案8105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年7月10日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、賃金台帳兼源泉徴収簿及び「申し立て理由」により、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年7月10日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を2年4月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年8月14日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「申し立て理由」等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年8月14日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を昭和46年4月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年8月14日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「申し立て理由」等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年10月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年8月14日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を昭和47年10月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案8108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年8月14日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録、賃金台帳兼源泉徴収簿及び「申し立て理由」により、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認め、平成21年8月14日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、A社C支店の資格喪失日を2年4月1日に訂正する旨の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年6月27日、資格喪失日が10年4月1日とされ、当該期間のうち、3年6月27日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格取得日を同年6月27日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月27日から同年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気づき、既に平成21年8月14日に社会保険事務所に訂正の届出を行っているが、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「申し立て理由」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成3年6月27日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における平成3年7月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は届出の誤りを認め、平成21年8月14日に社会保険事務所に「被保険者資格喪失届（訂正）」を提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされている。

しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで

ねんきん定期便が届いて、標準報酬月額と保険料納付額の月別状況を確認したところ、平成元年10月の保険料控除額が実際に給与から控除された保険料と異なり、低額で表示されていた。会社に相談したところ、標準報酬月額の間違いによるものだと分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が届出誤りを認めており、申立期間に係る報酬月額の変更届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月14日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された「申し立て理由」及び申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失届を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案8112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された「申し立て理由」及び申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失届を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年8月1日）及び資格取得日（21年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を170円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から21年1月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における記録について、昭和20年8月1日から21年1月1日までの期間が空白となっていた。

A社には、昭和8年4月1日から48年11月22日まで継続して勤務しており、途中で退職したことはない。同社発行の在職証明書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月1日に被保険者資格を喪失後、21年1月1日に同社において再度、被保険者資格を取得しており、20年8月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社発行の在職証明書及び人事履歴書並びに複数の従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、A社では社員は全員厚生年金保険に加入させており、申立人について、当社社員として業務内容、勤務形態に変化があったとの記録は無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と

回答している。

さらに、申立期間当時、申立人の部下であったとする上述の複数の従業員は、「申立人は申立期間の前後を含めA社の社員として業務内容及び勤務形態の変更はなかった。」と供述しており、これら従業員の厚生年金保険の加入記録は、いずれも申立期間において継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年7月の社会保険事務所の記録から、170円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案8115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月21日から28年1月5日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年6月21日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和39年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和39年3月から同年9月までは8,000円、同年10月から40年7月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和39年3月1日から40年8月1日まで勤務していたと申し立てているところ、申立人と同姓同名であるが、生年月日が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の整理番号の次の番号の被保険者と同一で、当該被保険者の資格取得日は39年3月1日、資格喪失日は40年8月1日と記載されている未統合の記録があり、これは、オンラインの記録においても未統合となっている。

一方、申立人が氏名を記憶している同僚3人に照会したところ、いずれも「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。申立人と同姓同名の人物は他におらず、当時の年齢は21歳ぐらいだと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人と生年月日が相違する同姓同名の未統合の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和39年3月から同年9月までは8,000円、同年10月から40年7月までは1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月27日から同年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。
同社には月末まで勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社が提出した社員名簿及び回答書により、申立人が同社に平成5年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記回答書によれば、「給与台帳は保存されていないが、3月25日の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」としていることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たと認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から子会社であるC社(現在は、A社D工場)に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録によると、申立人が同社及び子会社のC社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から子会社であるC社(現在は、A社D工場)に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録によると、申立人が同社及び子会社のC社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から子会社であるC社(現在は、A社D工場)に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録によると、申立人が同社及び子会社のC社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和41年8月31日から同年9月1日までの期間に係るA社B店における資格喪失日の記録を同年9月1日に訂正するとともに、42年1月31日から同年2月1日までに係る同社C店における資格喪失日の記録を同年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月は3万9,000円、42年1月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、退職証明書及びA社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（申立期間①については昭和41年9月1日に同社B店から同社C店に異動、申立期間②については42年2月1日に同社C店から同社D店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C店における同年12月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

の人事担当者は、申立期間①及び②当時の資料が保存されていないことから不明としている。

しかしながら、事業主が、申立期間①について昭和41年9月1日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難く、また申立期間②について42年2月1日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、申立人の資格喪失日を、申立期間①については41年8月31日、申立期間②については42年1月31日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る41年8月及び42年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（昭和21年にB社に商号変更）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和22年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から22年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、同社には昭和15年4月から46年6月まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社については、昭和20年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、21年にB社への商号変更を経て、22年8月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所になったとの記録が残されており、オンライン記録によると、申立人は、20年5月1日に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用を受けると同時に、改めて同社で被保険者資格を取得している。

しかし、申立人は、「昭和15年4月にA社に入社して以来、21年にB社に商号変更した後も正社員として経理業務を行っていた。」と主張しており、同社の2名の同僚の「申立人は同社に勤務していたと記憶している。」との回答、うち1名の「申立人は経理を担当していた。」との供述と一致していることから、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「当時のA社には、事務職だけでも少なくとも数十人は勤務していた。」と説明しているが、現存する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には先頭のページが無く、1ページに10名分の記載があるのみで、申立人の名前が無い。これについて、社会保険事務局（当時）は、「同社の被保険者名簿は、戦災により焼失、再作成したため。」と回答している。

また、B社が適用事業所となると同時に被保険者資格を取得した従業員 55 名の中には、昭和 19 年から同社が厚生年金保険の適用事業所となった 22 年 8 月 1 日まで厚生年金保険への加入記録が継続している者が少なくとも 4 名いることが同社に係る被保険者名簿において確認できることから、20 年 4 月 30 日に A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする記録も事実在即した記録ではない可能性がある。

このことについて、社会保険事務局は、「戦争中に会社が適用事業所でなくなった日や被保険者資格の喪失日は、後日、職権により決定された可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無い原因として、A 社の厚生年金保険被保険者に係る記録が昭和 20 年 3 月の戦災により焼失したため復元を試みたが、資料不足により完全には復元できなかったため、戦後同社の後継会社である B 社に厚生年金保険を適用し、当時の在職者を対象として改めて被保険者名簿を作成することとした際に、特段の根拠も無く A 社が適用事業所でなくなった日を同年 4 月 30 日とし、同日以降に被保険者資格を喪失させるという事実とは異なる事務処理が行われた可能性を否定できない。

以上を踏まえて、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること等の諸事情を総合して考慮すると、厚生年金保険の適用事業所としての A 社は、B 社が適用を受ける昭和 22 年 8 月 1 日まで存続し、申立人が A 社で厚生年金保険の被保険者資格を有していたと認めるのが相当であり、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和53年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月21日から同年11月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明したが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びA社の在籍証明書により、申立人が同社に継続して勤務(昭和53年10月21日に同社本社から同社B工場に異動)していたことが確認できる。

また、A社は、「確認できる資料は無いが、申立人の申立期間に係る保険料を控除していたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年2月27日から同年3月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年2月27日に、資格喪失日に係る記録を同年3月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月25日から22年1月10日まで
② 昭和23年2月27日から同年3月10日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②に支店間の異動はあったが、同社には昭和21年3月25日から23年3月10日まで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社から提出された経歴書、在籍証明書及び回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年2月27日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和23年1月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を

提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、B 社から提出された経歴書及び在籍証明書から、申立人は、申立期間①当時、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社は、「申立期間①当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立期間①当時の当社における厚生年金保険の取扱いや申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と資格取得日が同日（昭和 22 年 1 月 10 日）である従業員 1 名の入社日は、同社が保管している経歴書から、申立人と同様に被保険者資格の取得日よりおよそ 9 か月前の 21 年 4 月 8 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年9月に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成3年3月1日から5年1月27日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月30日から3年3月1日まで
② 平成3年3月1日から5年1月27日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①について加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与より低いことが確認できた。申立期間①については、平成2年分の所得税の確定申告書（控）及び平成3年分給与所得の源泉徴収票を提出するので被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人が提出した平成2年分の所得税の確定申告書（控）により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間①のうち、平成2年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成2年9月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月のオンラインの記録から、20万円とすることが必

要である。

一方、オンライン記録によれば、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたと認められることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の平成2年9月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成5年1月26日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年1月27日)より後の同年3月8日付けで、さかのぼって3年10月及び4年10月の申立人に係る標準報酬月額の時決定の記録が取り消され、3年3月から4年12月までの標準報酬月額が24万円から19万円に減額訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成3年3月から4年12月までの標準報酬月額を減額訂正する旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の平成3年3月から4年12月までの期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが必要である。

- 3 申立期間①のうち、平成2年10月1日から3年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、申立人から提出された平成2年分の所得税の確定申告書(控)及び平成3年分給与所得の源泉徴収票(以下「確定申告書等」という。)により、申立人は、A社に勤務していたことは認められるが、確定申告書等から当該期間における厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できない。

また、A社の代表者等とは連絡が取れないことから供述が得られず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名は、「申立人は申立期間も勤務していたことは記憶にあるものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、平成2年10月1日から3年3月

1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は平成5年1月12日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年1月12日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書があり、同期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格は、平成5年1月12日付けで、4年3月31日にさかのぼって資格喪失する処理が行われていることが確認できる。また、同社においては、申立人のほか16人の従業員についても、同日付けで同様の処理が行われている。なお、申立人は、給与明細書により、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、A社B支店の複数の従業員は、「申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたため社会保険事務所（当時）から督促を受けており、その対応のために、さかのぼって厚生年金保険の記録を訂正処理した旨を当時の社会保険事務担当者から聞いた。」と供述している。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役であった記録は無く、複数の従業員は、申立人は営業を担当しており社会保険事務に関与していなかったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社B支店における資格喪失日は、当該処理日である平成5年1月12日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成4年2月のオンライン記録から、30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年4月1日）及び資格取得日（同年8月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年8月8日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者記録では、A社において昭和34年5月20日に資格を取得し、35年4月1日に資格を喪失後、同年8月8日に同社において再度資格を取得しており、同年4月1日から同年8月8日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚の供述から、申立人は申立期間中、A社のB営業所に勤務していたと推認されるところ、申立人と同様に同営業所で勤務したことのある従業員二人の厚生年金保険の加入記録は、同営業所勤務期間中も、同社において継続していることが確認できることから、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 35 年 3 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 4 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年3月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所（当時）に「厚生年金保険被保険者賞与支払届」が提出されていなかったため、保険料として納付されていない状況であった。A社は手続の誤りに気づき、当該賞与支払届を提出し、社会保険事務所は同届に基づき記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成18年3月25日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であるこ

とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月9日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主も、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8143	女		昭和34年生		平成18年3月25日	14万 4,000円
8144	女		昭和25年生		平成18年3月25日	13万 1,000円
8145	女		昭和25年生		平成18年3月25日	12万 5,000円
8146	男		昭和43年生		平成18年3月25日	15万 7,000円
8147	女		昭和41年生		平成18年3月25日	12万 5,000円
8148	女		昭和37年生		平成18年3月25日	12万 5,000円
8149	男		昭和48年生		平成18年3月25日	17万 5,000円
8150	男		昭和24年生		平成18年3月25日	9万 7,000円
8151	男		昭和51年生		平成18年3月25日	16万 円
8152	男		昭和54年生		平成18年3月25日	14万 6,000円
8153	男		昭和48年生		平成18年3月25日	18万 4,000円
8154	男		昭和53年生		平成18年3月25日	11万 7,000円
8155	男		昭和25年生		平成18年3月25日	11万 9,000円
8156	男		昭和48年生		平成18年3月25日	11万 7,000円
8157	男		昭和51年生		平成18年3月25日	14万 円
8158	男		昭和30年生		平成18年3月25日	9万 7,000円
8159	男		昭和34年生		平成18年3月25日	7万 円
8160	女		昭和23年生		平成18年3月25日	21万 1,000円
8161	女		昭和51年生		平成18年3月25日	6万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、昭和22年9月10日から同年10月1日までの期間、23年2月29日から同年3月1日までの期間、27年3月24日から同年5月1日までの期間、及び28年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を22年9月10日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を23年2月29日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を27年3月24日に、同社E支店における資格取得日に係る記録を28年4月1日に訂正し、22年9月及び23年2月の標準報酬月額を600円、27年3月、同年4月及び28年4月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和23年5月5日から同年10月1日までの期間について、事業主は、同年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月10日から同年10月1日まで
② 昭和23年2月29日から同年3月1日まで
③ 昭和23年5月5日から同年10月1日まで
④ 昭和27年3月24日から同年5月1日まで

⑤ 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間①から⑤までの期間について厚生年金保険が未加入となっていることが分かった。昭和22年の入社以来、60年までA社に継続して勤務していたので、申立期間①から⑤までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④及び⑤については、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった厚生年金保険加入証明書及び従業員カード並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和22年9月10日に同社本店から同社B支店に異動、23年2月29日に同社B支店から同社C支店に異動、27年3月24日に同社F出張所から同社D支店に異動、28年4月1日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間①、②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和22年10月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における23年3月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間④の標準報酬月額については、申立人の同社D支店における27年5月の社会保険事務所の記録から8,000円、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人の同社E支店における28年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②、④及び⑤の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった厚生年金保険加入証明書及び従業員カード並びに事業主の供述から、申立人が申立期間③について同社本店に勤務していたことが認められる。

一方、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人

が同社本店において昭和23年5月5日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者資格を有している記録が確認でき、この記録は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社本店において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和23年5月5日に取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の未統合の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和31年5月1日から32年10月1日までの期間について、事業主は、申立人が31年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年5月から同年9月までは1万円、同年10月から32年9月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日から34年4月1日まで
② 昭和34年4月1日から35年1月9日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和31年5月1日から32年10月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社における被保険者資格の取得日は31年5月1日、喪失日は32年10月1日である加入記録が新たに確認できたことから、申立人は、当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、A社の元従業員は、「当時、申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨供述していることから、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和31年5月1日から32年10月1日までの期間については、事業主は、申立人が31年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回、新たに確認できた申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和31年5月から同年9月までは1万円、同年10月から32年9月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和29年7月1日から31年5月1日までの期間及び32年10月1日から34年4月1日までの期間については、申立人が、「当時、C県で会社を経営していた。」旨供述していることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立期間①のうち、昭和29年7月1日から31年5月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において、25年12月12日に被保険者資格を取得し、29年7月1日に資格を喪失し、その喪失原因は「退職」と記録されていることが確認できる上、32年10月1日から34年4月1日までの期間について、今回、新たに確認できた同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において、31年5月1日に被保険者資格を取得し、32年10月1日に資格を喪失し、その喪失原因は「退職」と記録されていることが確認できる。

申立期間②については、B社の当時の社会保険担当者は、「当時、申立人が当社に勤務していなかったため、厚生年金保険に加入させなかった。」旨供述していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①のうちの昭和29年7月1日から31年5月1日までの期間及び32年10月1日から34年4月1日までの期間並びに申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうちの昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 5 月 1 日までの期間及び 32 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間並びに申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月18日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B支店から同社本社への異動日については、申立人は、「昭和44年3月29日に転勤命令を受け、引継ぎ等を行った後、同年4月中ごろに転勤した。」旨供述していること、オンライン記録によると、申立人の同社B支店における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年4月18日であることが確認できることから、同年4月18日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る役員賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8170	男		昭和17年生		平成16年6月22日	150万 円
8171	男		昭和19年生		① 平成16年6月22日	150万 円
					② 平成17年6月21日	150万 円
8172	男		昭和24年生		① 平成16年6月22日	100万 円
					② 平成17年6月21日	150万 円
8173	男		昭和23年生		① 平成16年6月22日	100万 円
					② 平成17年6月21日	150万 円
8174	男		昭和18年生		① 平成16年6月22日	150万 円
					② 平成17年6月21日	150万 円
8175	男		昭和20年生		① 平成16年6月22日	150万 円
					② 平成17年6月21日	150万 円
8176	男		昭和26年生		平成17年6月21日	150万 円
8177	男		昭和15年生		昭和16年6月22日	150万 円
8178	男 (死亡)		昭和20年生		① 平成16年6月22日	126万 5,000円
					② 平成17年6月21日	150万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社作成の人事情報カードにおける職歴記録及び申立人の保有する社員手帳における辞令から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和39年7月1日に同社本店から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給料明細書から申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するA社作成の給料明細書及び辞令並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社従業員の労務管理を引き継いでいるC社は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（工場）における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月10日に、また、A社（本社）（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から39年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社作成の社員名簿及び同社作成の「人事異動」と題する書面から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年12月10日に同社工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年9月及び39年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 39 年 11 月までの期間及び 44 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料、55 年 1 月から 56 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料及び 56 年 4 月から 58 年 9 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 11 月まで
② 昭和 44 年 1 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から 58 年 9 月まで

私は、会社を退職後の昭和 38 年 10 月以降は、最初の海外在住期間を除き、国民年金に任意加入し継続して国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間①及び②については、申立人は、昭和 38 年 9 月の会社退職後及び 44 年 1 月の海外からの帰国後における国民年金の加入手続時期、場所及び保険料の納付状況について記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②直後の昭和 50 年 8 月に任意加入したことにより払い出されており、当該期間はいずれも未加入期間となるため、保険料を納付することはできない期間である上、申立人は、当該払出前に国民年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人は、昭和 53 年 4 月から 58 年 6 月ま

での海外在住期間は、口座振替により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が口座振替契約をしていたと記憶している申立人名義の普通預金口座では、これらの期間に国民年金保険料の口座振替契約は確認できず、当該預金口座から保険料相当額が出金されている記録も確認できないなど、申立人の保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

また、制度上、保険料は2年の時効期間経過後に納付することはできず、付加保険料については、納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなすとされている。

戸籍の附票から、申立人は昭和58年6月に海外在住から帰国していることが確認でき、当該帰国時点では、申立期間③は、時効により保険料を納付することができない期間であり、また、申立期間④については、時効期間が経過していないため定額保険料の過年度納付は可能であるが、付加保険料については、当該期間のうち、58年3月までの期間は納期限を経過しているため、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされ、付加保険料を納付することができず、その後の同年4月から同年9月までの期間は、付加保険料の納付の再申出をしない限り納付することはできない。

申立人の納付記録は、申立期間③の保険料は未納、申立期間④の定額保険料は納付済みで付加保険料は未納とされており、上記の保険料納付に関する制度上の制約により、このような特殊な納付状況になったものと考えるのが自然である。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料および付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から59年5月

私は、退職後、区民館の分室で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人の所持する年金手帳に国民年金手帳の記号番号の記載は無い上、申立人は現在所持しているオレンジ色の手帳以外に手帳を所持していたことはないと説明している。

また、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号取得時の平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から54年3月まで

私は、昭和55年3月に転入した区の出張所で国民健康保険の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると教えられ、国民年金の加入手続を行い、57年2月ごろまで約2年間掛けて申立期間の保険料を分割して納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付し始めたとする昭和55年3月時点では第3回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、55年3月から57年2月ごろまで約2年間掛けて保険料を分割して納付してきたとすると、当該期間のうち、55年7月以降は、第3回特例納付が実施されていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から49年3月まで
私の姉は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、その後は母親が私が60歳になるまで、私の国民年金保険料を納付してしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況の詳細が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 38 年 11 月に転居した際に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が所持する領収書には、申立期間直後の昭和 39 年 10 月及び同年 11 月の夫婦二人分の保険料を 41 年 11 月に納付している旨記載されており、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 38 年 11 月に転居した際に夫婦二人の国民年金の加
入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付し
た。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付
額等の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦が所持する領収書には、申立期
間直後の昭和 39 年 10 月及び同年 11 月の夫婦二人分の保険料を 41 年 11 月に
納付している旨記載されており、当該納付時点では、申立期間の保険料は時
効により納付できないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出
されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年12月まで

私は、国民年金の加入手続時に、区の職員から「このままでは年金が受給できなくなるかもしれない。」と指摘されたので、区民センターで未納分の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月は第2回特例納付実施期間であるが、申立人は、国民年金加入時に区役所職員に勧められ、受給資格期間を考慮して保険料をさかのぼって一括納付したと説明しており、オンライン記録により、上記の手帳記号番号払出時点からは過年度納付となる15か月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、この納付により、申立人は、夫の厚生年金保険加入期間中の任意加入可能であったが任意加入しなかった期間（いわゆるカラ期間）を加えて60歳到達時まで保険料を納付すれば、年金の受給資格期間を16か月分超えており、特例納付しなければならない状況にはなかった。

また、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付等により納付した場合の金額と大きく相違し、さかのぼって納付した15か月分の保険料額とはおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年6月までのうちの24か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年6月までのうち24か月

私は、昭和41年4月から43年6月までの間に、自宅に来た区役所職員に勧められて国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫は申立期間を含め国民年金の加入記録は無い。

また、申立人が居住している区では、申立期間当時、保険料の徴収方法は印紙検認方式であったが、申立人には印紙検認の記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人は、平成3年に夫婦の国民年金手帳を知人の区役所職員に預けて年金記録の確認を依頼したところ、自分達の年金番号が別人のものとなっているとの理由で手帳が返却されなかったと主張しているが、この知人は年金手帳を預かったこと以外の記憶は曖昧であり、当該年金手帳に国民年金手帳記号番号が記載されていたかどうかは不明であるなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私は、会社退職後に国民年金の加入手続きを行い、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、母親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在、上記の手帳記号番号が記載されている昭和47年4月1日発行の国民年金手帳を所持しているが、当該年金手帳の前に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の父は、私が大学生の時に私の国民年金の加入手続を行い、大学在学中の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、大学在学中に、父親が実家で国民年金に加入し保険料を納付していたと説明しているが、申立人のその弟妹 3 人のいずれも 20 歳当時は国民年金に未加入であり、申立人及びその弟妹のいずれも父親から保険料納付についての話を聞いた記憶が無いと説明しているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人の実家所在地の市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年2月まで

私は、昭和60年11月末に会社退職後、国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、当時の国民年金被保険者資格の得喪手続及び保険料納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無く、国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 45 年 6 月ごろ、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付方法及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたと説明しているが、昭和 55 年 6 月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている妻は、附則 4 条納付者リスト（第 3 回特例納付）及びオンライン記録によると申立期間の保険料を第 3 回特例納付で納付していることから、妻は当該特例納付を行うまで申立期間の保険料が未納であったことが確認できること、申立人は特例納付を利用した一括納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年11月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年11月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月に国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間直後の昭和48年12月に付加保険料の納付を申し出た旨記載されている。

また、申立期間②及び③については、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿には、申立人は、保険料を過年度納付した旨記載されており、当該納付時点では、制度上、付加保険料を納付できないなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7142 (事案 5084 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年12月まで

夫の国民年金保険料は、私が納付していた。再申立てに当たり、「昭和48年3月国民年金に加入」及び「申立人の入院歴」が書かれたノートを提出するので改めて審議をしていただきたい。申立期間の私の保険料が納付済みであるのに、夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和51年2月時点で、申立期間のうち48年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、その後の49年1月から同年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の保険料を納付したとする妻は保険料をまとめて納付した記憶がなく、他の手帳記号番号の払い出しも確認できない等として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、「昭和48年3月国民年金加入」及び「申立人の入院歴」が記載されたノート及び申立人の保険料を納付したとする妻の国民年金手帳等を提出したが、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳の時に友人と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を市役所で納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は申立期間後の昭和 61 年 7 月 11 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得しており、任意加入の場合には、制度上、加入前の保険料をさかのぼって納付できない。

また、申立人は、昭和 61 年に第 3 号被保険者の届出手続をするために市役所に行き、当時所持していた国民年金手帳を提出した際、新たな年金手帳の記号番号が払い出されたとしているが、当該市では年金手帳を持参した者には、持参した手帳に種別変更を記載し、新たな手帳記号番号を払い出すことはないと説明している。

さらに、申立人が同時期に国民年金の加入手続をしたとする友人の手帳記号番号の払出時期は、申立人が加入手続をしたという時期と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時に居住していた市を所轄する社会保険事務所（当時）において、昭和 54 年 1 月から 56 年 12 月までの期間の手帳記号番号払出簿を調査した結果においても、申立人に対する手帳記号番号の払い出しは確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7144

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで
私は、昭和 49 年の 4 月から 6 月ごろ、市役所で 1 年分の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和 49 年度当初において国民年金への加入手続を行い、保険料を 1 年分納付したと説明しているが、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は転居後の 50 年 4 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、加入前の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶がないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 4 月までの期間、39 年 7 月及び同年 8 月、40 年 8 月から 42 年 3 月までの期間、44 年 11 月から 46 年 1 月までの期間、46 年 6 月から 48 年 1 月までの期間、48 年 3 月から同年 6 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 39 年 4 月まで
② 昭和 39 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 11 月から 46 年 1 月まで
⑤ 昭和 46 年 6 月から 48 年 1 月まで
⑥ 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで
⑦ 昭和 48 年 10 月から 49 年 2 月まで

私の父は、私が 20 歳の時に加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取できないため、保険料の納付方法、納付場所、納付金額などの納付状況が不明である。

また、申立人は、父親が姉や妹の保険料も一緒に納付していたと説明しているが、姉の結婚前の納付済み記録は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出される前の分だけであり、妹の納付済み記録は申立人の結婚後の分であるなど、申立人、姉及び妹の 3 人の保険料が一緒に納付された記録は無く、

申立人の父親がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①から③の期間については、平成19年3月に記録訂正がされる以前はすべて連続した未納期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年8月時点では、これらの期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の国民年金手帳を所持していた記憶が無く、他の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私の国民年金は、大学に入学した際に父が実家で加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、大学在学中は父が実家で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明であるなど、父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の受領に関する記憶が無い上、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録はなく、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7150

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から61年12月まで

私は、昭和48年9月に婚姻した時に居住していた市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。一時転居していた市での納付方法、納付場所等の納付状況はよく憶^{おぼ}えていないが、加入手続をした市へ戻ってからは、納付書により市役所で保険料を納付していたことを憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額の記憶が曖昧^{あいまい}である。また、昭和49年9月に連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人及びその妻は、国民年金手帳記号番号払出簿に申立期間中の50年に不在処理が行われた旨が記載されていることから、当時、申立人及びその妻に対して納付書が送達されていなかったと考えられる。さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年3月まで

私は、昭和41年に結婚したことを機に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付書により保険料を納付したとする方法及び納付したとする保険料の金額は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年7月には、第2回特例納付が実施されており、申立人は、48年4月から60歳になるまで保険料を納付した場合に、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすよう、申立期間直前の19か月分の保険料を第2回特例納付により納付しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、飲食店を開業した昭和 39 年ごろに、計理士に頼んで国民年金の加入手続及び未納だった国民年金保険料の納付をしてもらい、その後は、妹に保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妹及び申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び未納だった保険料の納付を行ったとする計理士から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 7 月には、第 2 回特例納付が実施されており、申立人は、48 年 10 月から 60 歳になるまで保険料を納付した場合に、老齢基礎年金の受給資格を満たすよう、36 年 4 月から 45 年 3 月までの 108 か月分の保険料を特例納付しているなど、申立人の妹及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年3月まで

私は、昭和60年ごろ、区役所から連絡を受けて2回ぐらい国民年金保険料をさかのぼって納付した。そのうち1回は、夫婦二人分の保険料約50万円を納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料をさかのぼって納付したとする昭和60年時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、納付したとする区の出張所は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納を取り扱っていない。

また、申立人及びその夫は、昭和55年5月に、夫婦二人分を合わせて130か月分の保険料52万円を第3回特例納付により納付し、申立人は、61年1月及び同年7月に51年6月から53年3月までの22か月分の保険料を追納していることから、これらの保険料の納付と申立期間の保険料の納付を混同しているものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は国民年金保険料を自分で納付してきた。申立期間当時に一度だけ、区役所から未納通知のはがきが届き、保険料を納めたことも憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳に貼付されている「国民年金保険料納付記録未納通知」のはがきについては、当該通知は昭和 50 年度のものであることが確認できる上、当該年度は申立人の所持する領収証書から一部過年度納付されていることが確認でき、申立人の所持する未納通知のはがきは申立期間当時に発出されたものではないと推察できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7161

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 7 月まで

私は、昭和 36 年か 37 年ごろに自宅を訪問した区の職員と思われる人に国民年金加入を勧められて加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付頻度等の記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和 45 年 8 月に国民年金に任意加入しており、制度上、任意加入前の申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7162

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から55年3月まで

私は、会社を退職後、町役場で国民年金の加入手続を行った際に厚生年金保険被保険者の資格喪失後から国民年金保険料を納付するように言われ、後日保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期、納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年4月に任意加入で払い出されており、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって納付することができず、申立期間の保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私は、平成元年10月に会社を退職した後、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和57年8月1日に被保険者資格を喪失して以降、被保険者資格の得喪記録が記載されていないこと、平成元年11月に申立人が国民健康保険の加入手続を行ったことが確認できるものの、国民年金の再加入及び保険料の納付に関して、オンライン記録では、申立期間は、未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年1月まで

私は、昭和43年9月ごろ区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。当初は、区の集金人に保険料を納付して国民年金手帳に検認印を押してもらっており、しばらくして、納付書により郵便局で保険料を納付するようになった。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は、申立期間直後の昭和48年2月に国民年金に任意加入した旨記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7167

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月及び同年5月

私は、昭和45年4月の婚姻後すぐに国民年金に任意加入し、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は、申立期間直後の昭和45年6月に国民年金に任意加入している旨及び申立期間の保険料が納付不要である旨記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7168

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から49年3月まで

私の両親又は姉は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び姉が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親及び姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、第2回特例納付が実施されていたものの、申立人は、両親や姉から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無いと説明しているなど、申立人の両親及び姉が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7170

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から53年10月まで

私の母は、私が20歳になった時から昭和48年10月に私が婚姻するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、婚姻後は、私が納付書により区役所や郵便局で保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻するまでの保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であり、申立人は、自身で納付していたとする婚姻後の保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和53年11月に国民年金に任意加入している旨記載されているなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和38年ごろ国民年金に加入し、元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を一緒に納付していたとする元妻の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年7月に払い出され、元妻は、自身が加入手続を行った後に夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した記憶はあるが、申立期間の保険料を現年度納付した記憶は無いとしている。

また、オンライン記録から、申立人及びその元妻は、昭和36年4月から申立期間直前までの期間の保険料を第3回特例納付により納付し、申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人及びその元妻は、上記元妻の手帳記号番号払出時点で特例納付等をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられること、元妻がさかのぼって納付したとする金額は、上記の夫婦二人分の特例納付等による保険料額におおむね一致し、申立人及びその元妻の申立期間を含めた保険料額とは大きく異なることなど、元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 5 日から 39 年 4 月 25 日まで

60 歳の時に年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

今回、ねんきん特別便が届き、再度、申立期間について確認したところ、やはり脱退手当金を受給しているとの回答であった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後から婚姻するまでは、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、昭和 48 年 2 月まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間当時は、年金受給に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から28年5月1日まで
② 昭和28年5月1日から33年10月11日まで

年金の受給資格について社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、事業所を退職する時には、脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年11月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 28 日から 43 年 8 月 21 日まで
平成 21 年 7 月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 10 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 44 年 3 月からは国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、47 年 6 月まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間当時は、年金受給に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 22 日から 40 年 9 月 1 日まで
国民年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8041 (事案 3192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から32年5月3日まで
② 昭和33年2月1日から39年6月23日まで

5年ほど前に、友人から昔勤務していた期間も年金の対象となると言われたため、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

私には脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、申立期間当時の事業所の事務担当者と連絡が取れ、私が脱退手当金を受給していないことを証言してくれるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が脱退手当金を受給していないことを、申立期間当時の事業所の事務担当者が証言してくれると主張しているが、当該事務担当者の証言の内

容からは、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 21 日から 38 年 11 月 17 日まで
平成 21 年 6 月に、社会保険事務所（当時）で被保険者記録照会回答票を受け取ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金について説明を受けたが、受給することを断った上、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 11 月 17 日の前後約 2 年以内に資格喪失した者 28 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、27 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 24 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 39 年 4 月 8 日の直前の同年 2 月 15 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定され

ているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 12 年 10 月の定時決定において 62 万円と記録されて以降、14 年 6 月 24 日に、さかのぼって 12 年 11 月からの月額変更及び 13 年 10 月の定時決定として 9 万 8,000 円と新たに記録が追加されるまで、62 万円であったことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成 14 年 6 月 24 日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所(当時)が保管する滞納保険料に関する資料によると、A社は厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所は申立人に対して滞納保険料の支払を促しており、また、申立人が、平成 12 年 11 月までさかのぼって標準報酬月額を減額する届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人は「A社は、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に自分の標準報酬月額を減額する手続を行った際に、添付資料として、自身の役員報酬を平成 12 年 8 月から 10 万円に変更する決議を行った取締役会議事録(平成 12 年 8 月 1 日開催)の写しを提出した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではな

いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成14年6月24日以降の期間については、申立人は、経営が厳しくなってからは自身の給与は実際には支払われておらず、厚生年金保険料の控除はしていないと供述している上、オンライン記録において、当該期間中の5度の定時決定の機会について9万8,000円で手続されていることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による差押えの後は厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないと供述している。

ところで、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から31年3月20日まで
② 昭和31年3月25日から36年10月1日まで
③ 昭和37年10月20日から44年3月25日まで

A軍キャンプ住宅地に勤務していた申立期間①、B、C軍キャンプ住宅地に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A軍キャンプ住宅地において住み込みで家事使用人として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E防衛局は、「当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、駐留軍施設の所在する都道府県に置かれたF 渉外労務管理事務所（当時）が行ってきたところ、現在は、G県が管理しており、同県に申立人の勤務や厚生年金保険の加入状況を確認したが、これを確認できる資料を保有していない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立期間当時、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日以降、連合軍要員のうち、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとされており、上記防衛局担当者は、「申立人は、通知の「非軍事的業務に使用される者」に該当するため加入はしていなかったか、あるいは、将校に直接雇用され

ていたのだと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、A軍キャンプ住宅地における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、F 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録があり、所在の判明した6名の被保険者に照会したところ、回答のあった4名のいずれも申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B及びC軍キャンプ住宅地において住み込みで家事使用人として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、H防衛局総務担当者は、「同局が保管している「駐留軍従業員カード」及びIが管理する記録では、申立人が勤務していたことを確認することはできない。」と供述しており、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立期間当時、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日以降、連合国軍要員のうち、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとされており、上記防衛局総務担当者は、「申立人は、通知にある「非軍事的業務に使用される者」に該当したため加入していなかったか、あるいは、将校に直接雇用されていたのだと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、B及びC軍キャンプ住宅地において、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、B及びCの名称でなく、Jの名称にて管理しているK及びL 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録があり、所在の判明した7名の被保険者に照会したところ、回答のあった3名は申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。また、そのうち1名は、家事使用人は軍関係者に直接雇用されると言われた記憶があると供述している。

申立期間③について、申立人は、D社の総務担当者及び従業員の供述から、同社の寮の賄いとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の総務担当者は、「申立期間③当時、申立人は、他社で勤務していた夫の扶養になっていたため、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述している上、D社から提出された申立期間③に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」並びに「健康保険厚生年金保険標準報酬改定通知書」においても申立人の記録は

確認することができない。

また、申立人は、申立期間③当時、夫の扶養になっていたと供述している上、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無いとしている。

このほか、申立人について、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月及び同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月1日の後の同年12月18日付けで、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成4年12月18日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、訂正処理日を含む平成4年3月ごろから7年までの期間は、B国に滞在していたと供述しているところ、申立人の出帰国記録から、4年3月2日から5年7月15日までの期間は日本から出国しておらず、当該訂正処理が行われた4年12月18日には日本に滞在していたことが確認できる。

さらに、A社の関係者は、「申立期間当時の同社では金融機関等への支払遅延があった。」、また、「申立人のほかには社会保険手続事務に関する権限を有している者はいなかった。」と供述している上、申立人自身も社会保険手続事務は自らが行っていたと供述しているなど、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の業務を執行する責任を負ってい

る代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理について、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
A社に勤めていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る離職日は昭和48年4月30日であることが確認でき、申立人のオンライン記録による厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、A社の取締役は、申立期間当時の厚生年金保険関係の書類を保存していない上、当時の事業主も申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての記憶が無く確認できないと供述している。

さらに、当時の従業員は、申立人を記憶しているが、退職の時期については不明であると回答している。

加えて、申立人は、妻と同日にA社を退職したと供述しているところ、申立人の妻の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は申立人と同じ昭和48年5月1日であることが健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる上、当該被保険者名簿については、被保険者整理番号の欠番や訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 57 年 12 月 11 日まで
② 昭和 58 年 2 月 3 日から 61 年 4 月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間の加入記録が無い。A社には、昭和 43 年 8 月から 61 年 4 月まで勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 8 月から A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が保管している当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 57 年 12 月 11 日と記録されており、同社の事業主は、申立人が当該取得日より前には勤務していなかったとしている。

また、A社から提出された申立人の履歴書には、申立人が、申立期間のうち昭和 57 年 6 月までの期間において、他の事業所で勤務していたことが記載されている。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人の A社における加入年月日は昭和 57 年 12 月 11 日となっていることが確認でき、上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、A社の商業登記簿謄本では、同社の設立年月日が昭和 46 年 6 月 11 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当た

らない。

- 2 申立期間②について、A社の事業主は、雇用形態の変更はあったものの、申立人を昭和62年ごろまで雇用していたとしており、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の事業主は、昭和58年2月以降は、申立人の雇用形態を社会保険に加入させない日払い雇用の運転手に変更しており、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間②にA社において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚の一人は、昭和60年1月に退職した後、63年1月まで同社で日払いの運転手をしていたが、日払い運転手の時期は、給与から社会保険料は控除されていなかったとしている。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、昭和58年2月2日となっていることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 33 年 3 月まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 1 月 30 日まで
④ 昭和 38 年 2 月から 46 年 4 月まで
⑤ 昭和 46 年 5 月から 47 年 12 月まで
⑥ 昭和 52 年 5 月 24 日から 60 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A事業所で勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）で勤務した申立期間②、D組合で勤務した申立期間③、E団体の被保険者であった申立期間④、F事業所で勤務した申立期間⑤、G社で勤務した申立期間⑥の加入記録が無い。しかし、それぞれの事業所で厚生年金保険に加入していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A事業所は、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、A事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していたが、事業主は既に死亡し、当該同僚の連絡先も不明であり、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 33 年 4 月 1 日からB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、申立期間②当時のB社に係る人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、B社における申立期間②当時の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間②に同社で勤務したことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、B社の当時の社会保険事務担当者は、確認できる資料は無いものの、同社では正社員であれば厚生年金保険の加入手続を行っていたはずなので、申立人は申立期間②においては勤務していなかったか、臨時社員だったのではないかとしているところ、上記従業員の一人が保管していた同社の正社員のみが掲載されている社員住所録において、昭和36年1月作成分に申立人の名前は記載されているが、35年1月作成分には記載されていないことが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、D組合に昭和38年1月29日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、D組合は、申立期間③当時の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、D組合における申立期間③当時の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、D組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③に、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の退職日を記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間中である昭和37年ごろには婚約者と同居するためD組合を退職していたかもしれないとしており、申立人の申立期間③当時の記憶は曖昧である。

- 4 申立人は、申立期間④にE団体の業務を請け負う当時の夫の実家であった米屋で働いていたが、厚生年金保険はE団体で加入していたと申し立てている。

しかし、E団体は昭和23年にH団体に改められた後、H団体は26年に解散しており、申立期間④においては存在していない。

また、E団体は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、申立人は、上記の米屋に係る調査を希望していないことから、当該事業所の適用状況及び申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は申立期間④のうち、昭和39

年4月から46年4月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

5 申立人は、申立期間⑤にF事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、F事業所は厚生年金保険の適用対象事業所とはなっていない。

また、申立人は、F事業所における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間⑤のうち昭和46年5月及び同年6月に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

6 G社から提出された社員カードから、申立人が申立期間⑥のうち、昭和55年9月30日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、G社から提出された諸給与支払内訳明細書によれば、申立人は昭和52年2月に同社に入社し55年9月30日に退職しており、当該期間について給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、G社は、申立人のような店舗勤務の従業員は申立期間⑥当時、厚生年金保険には加入させていなかったとしているところ、申立人の記憶している店舗勤務の複数の同僚も同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無く、上記諸給与支払内訳明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間⑥のうち昭和58年5月1日から現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月16日から22年9月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社(現在は、D社)B支店C発電所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管していた申立人の経歴書に、申立人が昭和22年2月27日にA社B支店C発電所に「試用仮採用」との記録があることから、申立人が申立期間のうち同年2月27日以降の期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、D社は、A社の人事記録等が残っていないため、申立人の厚生年金保険の加入については確認できず、また、上記経歴書における「試用仮採用」との記録は、D社では経歴を記録する際に使用しないため、正確な意味は不明であるとしている。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる従業員15名に照会したところ、回答があった11名のうち6名は、同社では、試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかったとしている。

また、上記11名の従業員のうち、入社日を記憶している9名について入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日と比較したところ、A社に入社して5か月から11か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8056（事案 3177 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 48 年 2 月 28 日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、代表者、役員及び同僚の供述により、臨時工は厚生年金保険には加入していなかったなどの理由で、記録訂正できないと回答があった。

しかし、供述した同僚が代表者の家族と結婚している者である場合は、代表者側に立った公平とは言えない供述になるため信用できないこと、また、私が支払を受けた給与の時給は臨時工の時給よりも低いものであったことから、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の当時の代表者、役員及び同僚から、申立人が臨時工として採用され、臨時工は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料の控除もなかったとの供述があり、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 4 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、上記の供述をした同僚が、後に代表者の家族と結婚した者である場合は、代表者側に立った公平とは言えない供述になるため信用できないこと、また、自身が支払いを受けた給与の時給は臨時工の時給よりも低いものであったことから、再調査をしてほしいとしている。

このため、当委員会は、申立人が申し立てている上記同僚以外の同僚に再度確認したところ、申立人は臨時工であり、臨時工は厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もなかったと回答している。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録では、申立期間のうち、昭和45年8月1日から47年2月29日までの期間については、他の事業所における加入記録が確認でき、当該期間は、A社に勤務していたことは認められない。

さらに、申立人は、A社を退職した後に勤務した事業所が、上記の雇用保険の加入記録がある事業所であり、同事業所では臨時工として勤務していたとしているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 20 日から 54 年 1 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 53 年 4 月より運転手として勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 54 年 1 月 21 日となっているが、申立人は、申立期間前に勤務していた事業所を退職した 53 年 4 月 20 日から同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、オンライン記録から申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、いずれも申立人についての記憶が無い旨供述している。

加えて、雇用保険の加入記録では、昭和 54 年 1 月 21 日に被保険者資格を取得しており、申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している上、A社に入社前の事業所を離職した後に、雇用保険の失業等給付の支給があったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもたらした。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の従業員の回答及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間の一時期、申立人と一緒にA社に勤務していたと証言した経理担当の従業員は、同社が厚生年金保険に加入したのは、申立人が退職した後の昭和 32 年 4 月 1 日であると述べている。

さらに、申立人が申立期間後に勤務したC社（現在は、D社E本社）における雇用保険の加入記録は、昭和 31 年 6 月 21 日からとなっていることから、申立期間のうち、同日から同年 9 月 20 日までの期間については、A社において勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月から34年7月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当時の常務の紹介で入社し、同社の寮に入居しながら勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していた従業員に照会したところ、「申立人は、他の現場作業員と同様の臨時作業員扱いであり、厚生年金保険には加入していなかった可能性が高い。」と供述している。

また、申立人は、当初、「給与は日給月給制であった。」と供述しているところ、別の従業員は、「会社の寮に入居している人は、ほとんどが日雇いであった。」と供述し、また別の元従業員の一人は、「日給月給制で現場作業員の仕事をしていた時は、日雇いで、厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除もなかったと思う。営業部の仕事をしてからは正社員となり、厚生年金保険に加入させてもらっていた。」と供述していることから、A社の日給月給制の場合は厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

さらに、申立人は、「A社に勤務していた期間に、歯医者に通院し、健康保険証を使用した。日雇労働被保険者手帳に印紙を貼った記憶が無いので日雇いではない。」と主張しているが、他の同僚は、「当該事業所では、日雇いが非常に多く、日雇労働被保険者手帳は、会社で管理し、二人の女性事務員が1週間

に1回の頻度で、職安に印紙を買いに行き、当該事務員が日雇労働被保険者手帳に印紙を貼付していた。」と回答していることから、日雇労働被保険者手帳は、会社で管理していたことが推認できる。

以上のことから、申立人は、日雇労働被保険者であったことがうかがわれ、厚生年金保険の被保険者資格を有していたとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初 47 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 29 日に 53 万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47 万円）となっている。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

上記を踏まえ、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額（47 万円）及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（53

万円)をみると、これらのうちの低い方の額は、当初記録されていた標準報酬月額(47万円)と同額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和57年10月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、代表者も死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、当時のA社の事務担当者は、「当社では原則として従業員全員について雇用保険と厚生年金保険を入社した月に加入させていたが、申立期間当時は当社の経営が苦しく、社長の指示で数回厚生年金保険の加入を遅らせた記憶がある。」「厚生年金保険の加入を遅らせていた期間に給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、申立人と同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員が、申立期間当時、同社に従業員として勤務していたとして名前を挙げた者のうち、5人の従業員について厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間当時、同社では、入社した従業員の一部について厚生年金保険に加入させない又は加入を遅らせていた取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月から23年4月8日まで
② 昭和23年9月1日から24年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和21年2月に就職し、24年8月に同社解散のため退職するまで3年6か月間勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった履歴書及びA社の従業員の供述から判断すると、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年10月1日であり、申立期間①の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「戦後間もないころからA社に勤務していた。」と供述しているが、同名簿から昭和23年5月25日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②については、申立人から提出のあった履歴書及びA社の従業員の供述から判断すると、退職日は特定できないが、申立人は、申立期間②当時、

同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和23年9月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のほとんどの期間について適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については何も分からないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から10年3月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人は、勤務時間等の関係で厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除することもなかった。」と回答している。

また、申立人から提出のあった平成10年の源泉徴収票から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が居住していた市の記録によると、申立人が平成4年4月1日から国民健康保険に加入していたことが確認できる上、申立人は、「国民健康保険に加入する前は、B共済組合の任意継続被保険者であった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年4月ごろから同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった当時の写真及びA社の複数の従業員の供述により、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が申立人のことを記憶していたが、同社における厚生年金保険への加入の取扱いについては分からないと回答しており、そのうちの一人の従業員は、「自分は、昭和35年4月又は同年5月ごろに同社に入社したが、厚生年金保険は同年9月1日から加入している。」と供述している。

さらに、当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月21日から33年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和32年11月21日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真及びA社の同僚の供述から、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年8月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は保有していないため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と供述している。

さらに、申立人をA社に紹介したとする同僚及び昭和32年に入社したとする従業員は、当該被保険者名簿から、いずれも33年8月1日付けで同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年2月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間①及び②も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間①及び②当時の資料を保有していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該期間及びその前後の期間に厚生年金保険に加入している従業員9人のうち、申立人を含む2人については、これらの期間中に被保険者資格の喪失及び再取得の記録があり、残りの7人については、継続加入の記録がある。

また、上記従業員7人のうち2人は、「自分を含む継続加入している7人は技術系の業務を担当していたが、喪失及び再取得している2人のうち、申立人は工場長又は事務系の業務を担当し、もう1人は営業又は販売を担当していた。」と供述している

このため、A社では、一部の職種の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者

名簿において、当該期間及びその前後の期間に厚生年金保険に加入している従業員 12 人のうち、申立人を含む 4 人については、これらの期間に被保険者資格の喪失及び再取得の記録があり、残りの 8 人については、継続加入の記録がある。

上記従業員 8 人のうち 2 人は、「継続加入している 8 人のうち、自分を含む 7 人は技術系の業務を担当し、残りの 1 人は技術系又は販売の業務を担当していたが、喪失及び再取得している 4 人のうち、申立人は工場長又は技術系以外の業務を担当し、残りの 3 人は幹部又は技術系以外の者であった。」と供述している。

このため、A社では、一部の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②において事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びC社に勤務した期間が自身の記憶と相違していることが判明した。A社には昭和36年9月1日から38年1月1日まで、B社には同年2月1日から40年3月1日まで、C社には同年4月1日から同年12月31日まで勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和37年3月1日から同年4月1日までの期間については、D社、同年9月1日から39年1月1日までの期間については、A社、40年2月1日から同年4月6日までの期間については、B社、同年10月1日から41年3月31日までの期間については、C社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

申立期間①については、A社は、既に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の代表者も死亡していることから、同社や当該代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①当時、加入記録があり、申立人が記憶している同僚2人を含む従業員8人に照会したところ、回答が得られた5人のうち、従業員1人は、申立人を記憶しているものの、勤務期間は不明であるとし、残りの4人は、申立人につ

いて記憶が無いとしている。

さらに、上記5人のうち、2人は、申立人が所持する写真については、A社の社員旅行の際に撮影されたものの、撮影時期及び場所は不明であるとし、残りの3人は、当該写真について記憶が無いとしている。

申立期間②については、B社は、既に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の代表者も死亡していることから、同社や当該代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時、加入記録があり、申立人が記憶している同僚2人を含む従業員8人に照会したところ、回答が得られた7人のうち、従業員1人は、申立人が所持する昭和39年6月12日付けの写真に写っている講習会に申立人は参加したとしているものの、勤務期間は不明であるとし、同僚2人及び別の従業員1人は、申立人について記憶しているものの、勤務期間は不明であるとし、残りの3人は、申立人について記憶が無いとしている。

さらに、上記の従業員1人は、入社後見習い期間があったとし、別の従業員2人は、B社が営業していた商店街の旅行の際に撮ったとする申立人の写真については記憶が無いとしている。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和40年10月1日以降の期間については、C社に勤務したことが確認でき、また、同保険の加入期間が厚生年金保険と一致していることが確認できる。

一方、C社は、既に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元代表者は、同社は閉鎖され、当時の資料を保存していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間③当時、加入記録があり、申立人が記憶している同僚を含む従業員18人に照会したところ、回答が得られた同僚1人を含む従業員11人のうち、同僚1人は、申立人について記憶しているが、勤務期間は不明であるとし、残りの10人は、申立人について記憶が無いとし、うち1人は、同社では、試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させず、給与からその保険料を控除しなかったと思うとしている。

さらに、上記従業員1人を含む13人については、雇用保険の加入記録があり、うち、当該従業員1人を含む11人については、厚生年金保険の加入期間と一致していることが両保険の加入記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③において、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月31日から同年9月1日まで
② 平成3年7月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社(現在は、C社)に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、倒産しており、同社の元代表者は、申立期間①当時の人事記録等の資料を保有していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の従業員に照会したところ、回答が得られた従業員4人は、いずれも申立人について記憶しているが、勤務期間は不明であるとしている。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前日に同社を離職していることが確認でき、このことについて、同社の社会保険事務担当者は、厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出は記録のとおりなされたと思うとしている。

申立期間②については、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、合併により同社の事業がC社に継承されており、C社では、申立期間②当時の人事記録等の資料を保有しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、オンライン記録から、B社の元代表者及び複数の従業員に照会した

ところ、回答が得られた5人のうち、当該元代表者を含む3人は、申立人について記憶しているが、勤務期間は不明であるとし、1人は、申立人は勤務していなかったとし、残りの1人は、申立人について記憶が無いとしている。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前日に同社を離職していることが確認でき、このことについて、同社の社会保険事務担当者は、厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出は記録のとおりなされたと思うとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②において事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 17 日から 58 年 12 月 1 日まで
父親の経営するA社に勤務していた期間の加入記録が無い。厚生年金保険料も確かに控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書から、申立人は、昭和 57 年 5 月 17 日から 58 年 11 月 30 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 47 年 11 月 1 日から 58 年 8 月 3 日までの期間について、申立人の父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立期間の大部分においては、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された厚生年金保険被保険者のそれぞれの標準報酬月額を基に算定した厚生年金保険料の合計額が、事業主から提出された勘定元帳の厚生年金保険料の控除額と一致することから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 30 日から 53 年 5 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B支店に勤務し、販売業務に従事していたと申し立てているが、同社は、「販売業務に従事する者は、委任契約販売員であるため、A社と申立人の間で雇用関係がないことから、申立人は、同社の厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料は控除しない。」と回答している。

また、A社から提出された「一人別源泉徴収簿」から、昭和 52 年 11 月 30 日から 53 年 6 月 10 日までの期間について、同社から申立人に対し「報酬料金」が支払われていたことが確認でき、そのうち、「報酬料金」の支払金額が確認できる同年 1 月から同年 6 月までの期間については、厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 11 月 11 日から 9 年 2 月 8 日まで
② 平成 10 年 1 月 12 日から同年 9 月 18 日まで
③ 平成 11 年 9 月 13 日から 13 年 4 月 1 日まで
④ 平成 13 年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 平成 13 年 12 月 10 日から 14 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社の派遣社員としてB社に勤務した申立期間①、C社の派遣社員としてD社に勤務した申立期間②及びA社の派遣社員としてE社（現在は、F社）に勤務した申立期間③から⑤までの加入記録が無い。しかし、いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③、④及び⑤について、申立人が保管するA社が発行した勤務期間証明書により、申立人が同社の登録社員として派遣勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「厚生年金保険と雇用保険は一緒に加入させていた。」としているところ、申立人の申立期間①、③、④及び⑤に係る雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、F社が保管するA社と当時の派遣先のE社及び承継会社であるG社との間で交わされた申立人に係る労働派遣契約書によれば、申立期間③から⑤までについて、10回契約が交わされていることが確認できるところ、このうち申立期間③の2回は厚生年金保険の加入に係る記載が無く、申立期間③及び⑤の6回は「厚年 手続中」と記載され、申立期間③及び④の2回は「厚年 資格無」と記載されており、これらのことについて、A社の保険年金グループの

担当者は、「当時は、派遣社員の厚生年金保険の加入について適切に取り扱うよう事務手続を見直している時期であった。厚生年金保険の加入手続を行ったかどうかは不明である。」としている。

さらに、上記の担当者は、「申立期間①、③、④及び⑤当時、派遣社員は、本人の申出があった場合に厚生年金保険へ加入させるという取扱いをしていたと考えられる。」としている。

加えて、申立人は、申立期間③から⑤まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤において同じ事業所へ派遣されていた者はいないとしているため、これらの者から申立人の保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人が保管するC社が発行した就労証明書により、申立人が同社の派遣社員としてD社に勤務したことは認められる。

しかし、C社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月6日から26年1月19日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、勤務した期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、商業登記簿も確認できないことから、事業所及び事業主等から申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

なお、A社の複数の従業員は、「入社してから厚生年金保険の加入まで、約1か月程度の試用期間があった。」と供述している。

また、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる従業員の中には、理由は不明だが、入社4年目になって初めて厚生年金保険に加入している従業員が確認できることから、当時、事業主は、厚生年金保険の加入手続について従業員によって異なった取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の整理番号に欠番は見られず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 46 年 1 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、当時の事業主は申立期間当時の関連資料を倒産時に銀行に差し押さえられた旨供述していることから、申立人の申立期間の勤務、厚生年金保険料の給与からの控除等の状況について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 46 年 1 月 30 日までであり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（同年 1 月 31 日）に係る退職日の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 22 日から 49 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社の加入記録は無いとのことだが、両社とも取締役（営業担当）として勤務しており、当時の家族構成（妻、幼稚園に通う子供二人）から無保険ということは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本から、A社及びB社の取締役であったことが確認でき、両社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿から、A社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、A社及びB社の代表取締役は既に死亡している上、申立人は同僚及び従業員の氏名は不明としており、両社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は当時の給与明細書等は所有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年ごろから50年6月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和43年ごろから52年3月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和43年ごろから52年3月まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の代表者は、同社が保管する申立人の押印がある履歴書及び社員名簿において、申立人は昭和44年10月に同社の関連会社であるB社に入社し、48年4月1日にA社に転入と記述されており、同日以前に申立人がB社に勤務していたことがうかがえる資料は無い旨供述している。

また、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和50年6月16日と記録され、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録と一致していることが確認できる。このことから、上記代表者は、「当時の事情は分からないが、当社では、社会保険事務所への届出どおり、50年6月の保険料から控除していたはずである。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA社の役員に照会したが、申立人が昭和50年6月以前に同社において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる供述は得られなかった。

一方、上述の履歴書及び社員名簿において、申立人が、昭和44年10月から48年3月までB社で勤務していた旨の記述があり、さらに、申立人が記憶してい

る同僚は、「自身は、昭和44年7月にB社に入社したが、申立人は、その後、同年9月ごろに同社へ入社し47年ごろまで勤務した。」と回答しており、上述の履歴書等の記述とおおむね一致していることから、申立期間の一部において、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年12月1日であり、上記期間については、同社において厚生年金保険の被保険者となることができない。さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所となった後の期間についても調査したが、同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月1日から40年5月1日まで
② 昭和42年7月15日から48年4月1日まで
③ 昭和48年4月1日から平成15年12月27日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した申立期間③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも請負契約の形態で勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、平成21年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の従業員に係る資料は入手できず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚1人を記憶しているが、名字しか覚えておらず人物が特定できないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険に加入している従業員のうち所在が判明した57人に照会したところ、34人から回答があり、そのうち1人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間①も勤務していたか否かは分からない。」としており、その他の者はいずれも「申立人を覚えていない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社と請負契約を結んで業務に従事していたと申し立てているところ、複数の従業員は、「申立期間①当時、A社には正社員のほか、臨時工や請負契約で勤務していた者が多数いた。社会保険料を控除され

ないように、勤務形態を正社員から臨時社員や請負契約などに変更する者も多かった。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てており、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録において、昭和40年5月1日から42年12月25日まで継続して勤務していることが確認でき、申立期間②の一部の期間が含まれているものの、申立人は、申立期間②において、請負契約で同社の業務に従事していたと供述している。

また、B社は、昭和56年2月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の従業員に関する資料は入手できず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況は確認できない。

さらに、B社の当時の役員は、「申立人がB社に勤務していた期間は2年ぐらいだったと思うが、その後、他社に移動した。」と供述している。

なお、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が判明した29人に照会したところ、16人から回答があり、そのうち1人は「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間も勤務していたか否かは分からない。」としており、その他の者はいずれも「申立人を覚えていない。」と回答している。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てているが、その一方、請負契約で同社の業務に従事していたとしており、同社も、「申立人とは雇用契約ではなく、請負契約を結んでいた。このことは、会社が保管している金融機関宛の総合振込金額登録一覧表により、申立人に外注費を振り込んでいることなどから明らかである。また、申立人の厚生年金保険料を当社が負担するとの契約を結んだことはない。」と回答している。

また、申立人の申立期間③における雇用保険の加入記録は無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与から控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月ごろから 6 年 1 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に取締役として勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が、申立期間のうち、A社が設立された平成元年 11 月 21 日以降、同社に取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況に係る資料は入手できず、代表者も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、平成元年 8 月ごろから同年 11 月 20 日までの期間については、A社が設立される以前であり、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

さらに、平成元年 11 月 21 日から 2 年 2 月末日までの期間については、オンライン記録により、A社は同年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間については適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、平成 2 年 3 月 1 日から 3 年 12 月 31 日までの期間については、オンライン記録によると、申立人は、A社の代表者である夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっていたことが確認できることから、申立人が厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。

また、平成 4 年 1 月 1 日から 6 年 1 月ごろまでの期間については、オンライン記録により、代表者も含めA社における厚生年金保険被保険者全員が 3 年

12月31日までに資格喪失している上、4年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成4年6月分及び同年7月分の給料支払明細書によれば、申立人は厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、それぞれの保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月16日から21年3月1日まで

A社に昭和17年9月16日から同年9月30日まで勤務し、その後、引き続き、同社の一部が独立したB社に17年10月1日から21年3月1日まで在籍していたが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社及びB社の辞令等により、申立人は、昭和17年9月16日から同年9月30日までA社に勤務し、その後、同年10月1日から21年3月1日までB社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、昭和19年10月1日に厚生年金保険法が施行されるまでは、労働者年金保険法が適用されており、同法は工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は大学を卒業後、A社に技師として採用され、企画課に配属となって電気技師として機械の保守の責任者を勤め、その後、B社を退社するまで技師の身分は変わらなかったと供述していることから、申立期間のうち、17年9月16日から19年9月30日までの期間は、労働者年金保険の対象者でなかったと認められる。

また、申立人は、上記の辞令により、B社において臨時C工場建設部に配属されていたことが認められるところ、同社の社史によると、臨時C工場建設部所属の者は、昭和18年11月1日にD国にE製鋼所が完成したことに伴って、全員がE製鋼所に転属したと記録されている。しかし、戦前戦中の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」に限られており、D製鋼所は「外地」であるD国に所在することから、同事業所は労働者年金保険法及び厚

生年金保険法の適用対象とされておらず、申立人は、申立期間のうち、19年10月1日から21年3月1日までの期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

なお、A社及びB社は申立期間当時の人事記録等を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 3 月から同年 10 月まで

申立期間①、②及び③に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①に、A社の下請会社又は孫請会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、上記事業所の名称及び事業主の氏名を記憶しておらず、また、A社は申立期間①当時の下請会社等は不明であるとしているため、申立てに係る事業所を特定できない。

また、申立人と一緒にB県に移り住み、同じ事業所に勤務したとする同郷の二人は、申立人を記憶しているものの、申立人とは別の事業所に勤務していたことから申立人が勤務した事業所名は知らないとしており、これらの二人については、勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿に厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同名簿に申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②に、C社の下請会社又は孫請会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、上記事業所の名称及び事業主の氏名を記憶しておらず、また、C社は、申立期間②当時の下請会社等は不明であるとしているため、申立てに係る事業所を特定できない。

また、申立人は、同僚として1人の氏名を挙げていることから、オンライン記録により、同人と同姓同名で連絡先を把握した7人に照会したところ、2人から回答はあったが、両名とも申立人を知らないと回答している。このほか、申立人は、申立期間②当時の同僚について、姓のみ、あるいは出身地のみの記憶しか有していないことから同僚を特定することができず、これらの者から、申立人が申立期間②当時に勤務していた事業所名や勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間③に、D社の下請会社又は孫請会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、上記事業所の名称及び事業主の氏名を記憶しておらず、また、D社は、申立期間③当時の下請会社等は不明であるとしているため、申立てに係る事業所を特定できない。

また、申立人は上記事業所勤務時に、E社のF店で避雷針又はポール状のものとの交換工事を行ったと供述していることから、同店に照会したところ、申立期間③当時に、上記内容と思われる工事をG社に依頼していることが確認できた。そこで、G社に照会したところ、同社が、F店の電灯工事を行ったことは確認できたが、同社では、申立期間③当時の社員名簿に申立人の氏名は無いと回答しており、また、同社の事業所別被保険者名簿にも申立人の加入記録は確認できない。

なお、G社は、申立期間③当時の下請会社等は不明としており、申立人の申立てに係る事業所を特定できない。

さらに、申立人は、申立期間③当時の同僚について、姓のみ、あるいは愛称や出身地のみの記憶であることから同僚を特定することができず、これらの者から、申立人が申立期間③当時に勤務していた事業所名や勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8128 (事案 217 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 41 年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが判明したので、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申し立てたが、認められなかった。

その後、A社で一緒だった珍しい名前の後輩を思い出し、電話帳で本人を捜し出したところ、当該後輩が申立期間に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できたので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがえる資料が無いこと、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載が無いこと、同社には申立人の外にも勤務していたにもかかわらず厚生年金保険に未加入となっている者がいること等から、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 4 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えず、あっせんは行わないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社の後輩の名前を思い出し、当該後輩が厚生年金保険に加入していたことから、自分も厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当委員会で再度確認した結果、申立人が捜し出したとする後輩は、前回の委員会の審議の際に既に確認されていた事項であり、当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8129 (事案 3234 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から59年3月31日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているとして年金記録確認東京地方第三者委員会に申立てをしたが、認められなかった。申立期間当時、社会保険事務所(当時)の担当者が来て、取引先の売掛金を未払分に充てると言っていて、自分の標準報酬月額を下げるようなことはなかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(15万円)の記録は、昭和58年1月に事業所からの報酬月額変更届に基づき社会保険事務所が記録したものであると認められること、同年10月の算定基礎届も同額の15万円で届け出られていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できること、給与明細書等が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月4日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えず、あっせんは行わないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果に納得できないと再度申し立てているが、当委員会で再度確認した結果、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 1 日から 56 年 5 月 12 日まで
② 昭和 56 年 5 月 12 日から 57 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の標準報酬月額が、実際に支給された給与総額に相当する標準報酬月額と異なっているため、当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して少ないとして申し立てているが、同社は、事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、及び当時の代表者は既に死亡し、その他の役員等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間①の報酬月額及び保険料控除額等について確認することができない。

また、事業所別被保険者名簿においてA社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 53 年 5 月 1 日）に被保険者となった従業員のうち3名の標準報酬月額は申立人とほぼ同額であることが確認できる上、当該従業員からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、当該従業員3名は、「給与は固定給に加えて業績に応じた歩合給があった。」と供述しているところ、このうち2名は、「自分の標準報酬月額

について特に疑問を持っていない。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して少ないとして申し立てているが、当時の代表者は、「当社は、昭和59年5月に解散しており、当時の従業員に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。また、給与は固定給として支給し、その他に業績に応じた歩合給を別の日に支給し、これは変動が大きいために標準報酬月額に加えていなかった。」と回答している。

また、事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、同時期においてB社に勤務していた従業員4名とほぼ同額であることが確認できる上、当該従業員からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、上記従業員のうち2名は、「給与は固定給に加えて業績に応じた歩合給があったが、自分の標準報酬月額について特に疑問を持っていない。」と供述している。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して少ないとして申し立てているが、同社は、事業所別被保険者名簿及びオンラインの記録から、昭和59年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者は死亡し、その他の役員等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額等について確認することができない。

また、事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、同時期においてC社に勤務していた従業員5名とほぼ同額であることが確認できる上、当該同僚からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、上記従業員のうち4名は、「給与は固定給に加えて業績に応じた歩合給があったが、自分の標準報酬月額について特に疑問をもっていない。」と供述している。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額に記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も確認できない。

- 4 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 ごろから 51 年 7 月 ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社勤務期間中は2か所の保健所の空調設備管理を現地で行っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同社では2か所の保健所の空調設備管理を現地で行っていた旨申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している。

また、当時A社の社会保険関係事務を担当していた社会保険労務士は、「同社では雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させており、当時の資料は雇用保険の加入記録しか残っていないものの、当該資料には申立人の氏名は無いことから、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた8名はいずれも申立人のことは記憶に無い旨供述しており、このうち2名は、「申立期間当時は、希望者のみを厚生年金保険に加入させる

取扱いであったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 11 月 26 日までについては、C社の厚生年金保険に加入とされているが、申立期間は間違いなくA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 11 月 25 日までの期間については、他の事業所において勤務していることが確認でき、また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記期間は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、「保管している社員台帳から、申立人は、昭和 49 年 3 月 9 日に一度退職し、53 年 3 月 1 日に再入社していることが確認できることから、申立期間には当社では勤務していない。」と回答している。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚 1 名は、「申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会した

ところ、連絡の取れた2名は、「申立人は、昭和49年ごろ同社を退職し、53年ごろ同社に再度入社した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していた当時の名刺を持っており、同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における申立人名義の名刺から、申立人は、期間は明確ではないものの、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A社は、名刺に記された所在地を管轄する法務局で商業登記の記録が確認できないほか、厚生年金保険の適用事業所としての記録もオンライン記録で確認できない。

また、申立人はA社における当時の代表者について、氏名以外に記憶していないため連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している上司及び同僚は死亡していることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月ごろから 46 年 10 月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社は、事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 5 月 1 日であることが確認できる上、同社の代表者は「申立期間は、当社は適用事業所に該当していないので、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚は、連絡先が不明であることから供述が得られず、事業所別被保険者名簿でA社に勤務していたことが確認できる従業員は「自分は昭和 39 年 5 月 15 日に入社したが、同社は 57 年 5 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったため、それまでは国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 45 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の役員の供述から、期間は特定できないが、申立人は申立期間に同社B工場に勤務し、印刷業務を担当していたことがうかがえる。

しかしながら、当時のA社の事業主は連絡先が不明であり、また、経理及び社会保険事務の担当者も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社の複数の従業員は、申立期間当時、同社ではカレンダー制作等を行う工場勤務者や短期雇用の者は、厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。さらに、申立人が同期入社であったと供述している従業員(事務職)も、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、同名簿に不自然な記載はみられない。

なお、オンライン記録によると、A社は昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年ごろから平成元年ごろまで
A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、明確な時期は記憶していないが、申立期間においてA社に週2日から3日の勤務をしていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できないとしている。

また、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、勤務日数が週4日未満の者は厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間に同じ業務で勤務していた同僚の姓を記憶しているが、オンライン記録には、これらの姓の被保険者は確認できず、連絡先も把握することができないことから、これらの同僚から申立てに係る事情を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間当時に在住していた自治体の記録において、申立人は、昭和62年9月29日から平成20年4月2日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 42 年 10 月 7 日から 43 年 2 月 28 日まで

申立期間①及び②に大学を休学して、A社に配達運転手として勤務したが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料の控除があったと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、同社が保存しているアルバイトも含む全社員について記載した昭和 42 年 4 月 25 日付け、同年 5 月 25 日付け及び同年 6 月 24 日付けの「給与所得税預り金名簿」及び「失業保険料預り金名簿」に申立人の氏名が記載されていないことから、申立人は申立期間①に同社に勤務していなかったと回答している。

また、申立期間①における、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 A社は、同社が保存しているアルバイトも含む全社員について記載した昭和 42 年 12 月 25 日付け及び 43 年 1 月 25 日付けの「給与所得税預り金名簿」及び「失業保険料預り金名簿」に申立人の氏名の記載があること、並びに、保管してあった申立人の履歴書の作成日付が 42 年 11 月 28 日であることか

ら、正確な勤務期間は不明ながら申立人は同年12月から43年1月に勤務していたと回答している。

この名簿について、A社は、正社員の氏名はゴム印で記載するが、申立人の氏名の記載は手書きで失業保険料の預り金が0円であることから、申立人はアルバイトであり、アルバイトは厚生年金保険に加入させていないから、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないと回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社において被保険者となっている9人に照会したところ、回答のあった6人のうち1人は申立人を知っていると回答しているが、勤務期間までは不明であるが、申立人はアルバイトとして勤務していたとしている。

さらに、A社は、昭和43年1月25日付け及び同年2月24日付け上記名簿において、申立人と同様に手書きで姓のみ記載のある者も失業保険の預り金が0円であることから、この者もアルバイトであり、厚生年金保険には加入させていなかったと回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、この者の氏名が無いことが確認できる。

加えて、申立期間②におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 15 日から 31 年 4 月ごろまで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 4 月から B 市の A 社に勤務していたが、同社が 30 年に C 市に移転した後、31 年に倒産したため退職したと申し立てている。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所記号順索引簿によると、同社は昭和 30 年 2 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社の当時の代表取締役は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 30 年 2 月 15 日に被保険者資格を喪失した従業員 19 人に照会したところ、自身の退職時期について記憶していた 7 人は、同社が B 市から C 市に移転した後の同年 2 月に倒産したため、同時期に同社を退職したと回答している。さらに、申立人と同時期に A 社に入社したとしている従業員は、同年 2 月ごろに同社が倒産した際に申立人とともに退職したと思うと回答している。

加えて、A 社の倒産後も残務整理のため昭和 30 年 3 月ごろまで勤務していたとしている従業員は、同社が、C 市に移転後の同年 2 月に不渡りを出した際に大部分の従業員は解雇されており、解雇されなかった従業員について、倒産後の給与から保険料が控除されていたか否かは分からないが、厚生年金保険料

の納付はしていなかったと思うと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から21年1月15日まで
② 昭和21年5月1日から23年7月1日まで

A社に昭和17年6月1日から平成8年7月29日まで勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社から提出された回答書及び同社の従業員であった申立人の実姉の供述から、期間は特定できないものの同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は申立期間①及び②当時の資料は保存していない上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の実姉は、「期間ははっきりしないが、終戦後間もなく申立人を含む全員が一時帰休させられた。申立期間①及び②当時、A社は不景気で厚生年金保険に入らなかったこともあったと思う。」と供述しており、同僚は、「昭和20年8月15日の終戦に伴い工場は閉鎖状態になった。」と供述している。

さらに、A社は、昭和20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、21年1月15日に再度適用事業所となり、また、同年5月1日に適用事業所でなくなった後、23年7月1日に再度適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人が記憶する同僚3人の厚生年金保険の加入記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和20年8月1日に資格喪失した後、21

年1月15日に再度資格取得しており、また、同年5月1日に資格喪失した後、23年7月1日に再度資格取得しており、申立期間①及び②は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から21年8月まで
② 昭和21年9月から22年4月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においては、A社で勤務し、申立期間②においては、B社で勤務しており、両期間とも厚生年金保険の被保険者期間であったと申し立てている。

しかしながら、両社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録及び所在地を管轄する法務局の両社に係る商業登記簿の記録は確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①に含まれる昭和20年12月14日付けで、申立人が、脱退手当金を受給した旨が記載されており、その当時、申立人が、厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、両社の事業主、上司及び同僚の氏名が不明であることから、これらの者から、両社における申立人の勤務の状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 40 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 製作所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人がA製作所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A製作所は昭和32年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、従業員は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、事業主である申立人の父親及び経理担当である母親は、40年3月21日に被保険者資格を取得しており、被保険者資格取得日が同年3月1日の申立人と同様に申立期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、個人事業所の事業主であった申立人の父親及び家族は、同製作所からB社として法人化したことを契機に社会保険事務所に事業所名変更を届け出た同年3月1日以降に厚生年金保険に加入したものと推認できる。

また、A製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、また、健康保険の番号に欠番も無く、同名簿の記載内容に不自然さは見当たらない。

さらに、B社の事業主である申立人の実弟は、当時の給与関係の資料が無いため申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月1日から41年4月20日まで
② 昭和42年6月30日から56年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社のC出張所に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②についてはB社に代表取締役として勤務し、社会保険の手続は税理士に任せていたが、厚生年金保険に加入したはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録から、同社が、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社の事業主は、「当時の人事記録等が残っていないので、申立人及び当時の従業員の実態等は分からない。」と回答しているほか、申立人も「当時の同僚等に関する記憶は無い。」と供述していることから、申立人の勤務の実態等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人はB社に代表取締役として勤務していたと申し立てているところ、B社に係る商業登記簿謄本から、申立人が当時、同社に代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、B社が、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このことについて、申立人は、「当時の資料が残っておらず、B社における厚生年金保険の加入手続は税理士に依頼していたため何も分からない。」と供述しているところ、当該税理士の連絡先は不明であり、当時の状況について確認することはできない。

また、申立人は、B社の代表取締役であり、当時の厚生年金保険の加入状況等を知り得る立場であったことから、同社が申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8167（事案5342の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から34年1月15日まで

退職して年金の手続を行うために社会保険事務所（当時）へ行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

私には申立期間に係る事業所の退職時に脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から認められなかった。

新たな証拠等は提出できないが、審議結果に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づいて平成21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できずとし、再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げている同僚からも、新たな情報を得ることはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から34年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和33年2月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、昭和34年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、B社の人事担当者は、「当社の保管する人事記録では、申立人の入社日は、34年6月1日となっているため、申立期間において厚生年金保険料の控除は考えられない。」旨供述している。

また、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人は、申立期間においては、機械保守会社である他社から派遣されてきた従業員であり、当社に申立人が入社したのは昭和34年6月であった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から35年2月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、元妻の父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和32年3月に入社したので、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻及びその姉の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月ごろから35年2月10日までの期間については、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の代表者(元妻の父)も死亡していることから、同社における厚生年金保険の取扱状況及び申立期間における申立人の保険料控除の事実等について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする元妻及びその姉は、A社における厚生年金保険の加入記録が無く、元妻の姉の夫は、申立人と同様に、自身は昭和32年ごろ同社に入社したと供述しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ35年2月10日に被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、元妻の姉は、A社は、「経営状態が悪く、親族は入社後すぐに厚生年金保険に加入させなかったのではないか」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた従業員3人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同社に入社した旨供述し、このうち、給与事務を担当していたとする1

人は、通常、入社2、3か月後に厚生年金保険に加入させていたが、それは特に厳格な取扱いではなく、実際は、人によって加入時期はさまざまであった旨、及び厚生年金保険に加入する以前の期間について保険料を控除することはなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 48 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は、平成 13 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表者等の連絡先が不明であることから、同社及び代表者等から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除、同社における厚生年金保険の取扱い状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚 7 人のうち、2 人は、事業所別被保険者名簿によると、申立期間における加入記録が無く、残る 5 人のうち、回答が得られた 3 人は、入社日の 1 か月後から 1 年後に厚生年金保険に加入している旨供述している。

さらに、事業所別被保険者名簿から申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できた従業員のうち、一人は、A社は、厚生年金保険の加入を従業員の意思に委ね、一般的に厚生年金保険料の控除を嫌って、加入したがらない状況であった旨供述し、また、別の一人は、厚生年金保険は加入を希望しないと加入できない風潮があった旨供述し、さらにまた、別の一人は、同社に在籍していた期間のうち後半部分は都合により自分から会社に申し出て厚生年金保険の加入をやめさせてもらった旨供述している。

これらのことから、A社は、採用したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 3 月までの期間については、雇用保険の加入記録から、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の代表者の妻(同社取締役)及びその息子は、同社は、厚生年金保険の適用事業所にならずに、従業員には各自で国民年金に加入してもらっていたため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している。

さらに、申立人の記憶している上司同僚等のうち、一人は、申立期間当時、厚生年金保険の加入を希望する従業員は多数いたが、代表者が厚生年金保険の適用事業所になることを拒否していたため、従業員全員が厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給料から控除されていなかった旨供述している。

加えて、オンライン記録から、A社の代表者、その妻(同社取締役)及び上記同僚は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。